様式第８号（第６条関係）

令和6年4月15日

滋賀県議会議長　様

氏　名　　赤井康彦

令和　　５年度政務活動費に係る収支報告について

滋賀県政務活動費の交付に関する条例第10条第１項（第３項）に基づき、別紙のとおり令和　　５年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

# 令和　5年度政務活動費収支報告書

氏　名　　赤井康彦

## 1 収　入

政務活動費　2,200,007　円　（利息　7　円含む）

## 2 支　出

（単位：円）

| 経　費 | 支出額 | 備　考 |
|---|---|---|
| 調査研究費 | 円 | |
| 研修費 | 131,430円 | |
| 広聴広報費 | 1,721,962円 | |
| 要請陳情等活動費 | 円 | |
| 会議費 | 円 | |
| 資料作成費 | 円 | |
| 資料購入費 | 34,000円 | |
| 事務所費 | 円 | |
| 事務費 | 27,849円 | |
| 人件費 | 円 | |
| 合計 | 1,915,241円 | |

## 3 残　余

284,766　円

（参考様式４）

# 会 計 帳 簿

| 収 入 内 訳 | |
|---|---|
| 交付金計 | 2,200,000 円 |
| 利　　息 | 7 円 |
| 合　　計 | 2,200,007 円 |

| 支 出 内 訳 | |
|---|---|
| 調査研究費 | 0 円 |
| 研修費 | 131,430 円 |
| 広聴広報費 | 1,721,962 円 |
| 要請陳情等活動費 | 0 円 |
| 会議費 | 0 円 |
| 資料作成費 | 0 円 |
| 資料購入費 | 34,000 円 |
| 事務所費 | 0 円 |
| 事務費 | 27,849 円 |
| 人件費 | 0 円 |
| 合　　計 | 1,915,241 円 |

| 残　　余 | 284,766 円 |
|---|---|

（別紙）

# 支出内訳書

| 経　　費 | 調査研究費・(研修費)・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|

| 整理番号 | 支出年月日 | 支出金額 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 1 | R5. 8. 7 | 15,000円 | 議員研修セミナー　東京 |
| 2 | R5. 8. 7 | 13,800円 | 宿泊費　東京米原 |
| — | R6. 1. 26 | 25,380円 | 支払証明書により証明 |
| 3 | R6. 3. 27 | 30,000円 | 議員研修セミナー　福岡 |
| 4 | R6. 3. 27 | 11,610円 | 宿泊費　アパホテル博多駅筑紫口 |
| 5 | R6. 3. 16 | 17,870円 | 鉄道代　米原博多 |
| 6 | R6. 3. 28 | 17,870円 | 鉄道代　博多米原 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | 131,430円 | |

（注）1　支出内訳書は、経費の種類ごとに作成してください。
2　経費ごとの合計額と収支報告書の当該使途項目の支出額と一致するようにして下さい。
3　整理番号の欄は、領収書等の添付様式(参考様式1)の整理番号と同じ番号として下さい。
4　証拠書類が「支払証明書」(参考様式2)の支出にあたっては、整理番号欄は「－」としてください。
5　支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務活動費充当額が異なる場合は、政務活動費充当額を記入してください。

（別紙）

# 支出内訳書

| 経　費 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|

| 整理番号 | 支出年月日 | 支出金額 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 7 | R5.8.4 | 6,555円 | 92%按分　学区内分 |
| 8 | R5.9.5 | 57,302円 | 折込代　第1号 |
| 9 | R5.9.5 | 150,351円 | 印刷代　第1号 |
| 10 | R5.10.11 | 63,678円 | 81%按分　稲枝犬上版1号 |
| 11 | R5.12.13 | 79,107円 | 印刷・折込代込み |
| 12 | R5.12.25 | 9,450円 | ハガキ代　63×150　彦根市120　市外30 |
| 13 | R5.12.25 | 116,771円 | 97.4%按分　第2号 |
| 14 | R6.2.1 | 157,774円 | 印刷・折込代込み |
| 15 | R6.2.7 | 239,448円 | 印刷・折込代込み　第3号 |
| 16 | R6.2.15 | 6,630円 | 郵送代　15　長浜、米原、犬上郡、大津　彦根 |
| 17 | R6.2.20 | 36,850円 | 封筒代　50%按分 |
| 18 | R6.3.18 | 7,000円 | 郵送代　16　長浜、米原、犬上郡、大津　彦根 |
| 19 | R6.3.29 | 41,200円 | 郵送代　301　彦根250　犬上郡37　その他 |
| 20 | R6.3.26 | 742,346円 | 印刷・折込代込み　第4号及び第5号 |
| 21 | R6.3.30 | 7,500円 | ポスティング代 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | 1,721,962円 | |

（注）1　支出内訳書は、経費の種類ごとに作成してください。
2　経費ごとの合計額と収支報告書の当該概述項目の支出額と一致するようにして下さい。
3　整理番号の欄は、領収書等の添付様式（参考様式1）の整理番号と同じ番号として下さい。
4　証拠書類が「支払証明書」（参考様式2）の支出にあたっては、整理番号欄は「－」としてください。
5　支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務活動費充当額が異なる場合は、政務活動費充当額を記入してください。

（別紙）

# 支出内訳書

| 経　　費 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|

| 整理番号 | 支出年月日 | 支出金額 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 22 | R5. 6. 15 | 3,400円 | 中日新聞 |
| 23 | R5. 7. 18 | 3,400円 | 中日新聞 |
| 24 | R5. 8. 15 | 3,400円 | 中日新聞 |
| 25 | R5. 9. 15 | 3,400円 | 中日新聞 |
| 26 | R5. 10. 16 | 3,400円 | 中日新聞 |
| 27 | R5. 11. 15 | 3,400円 | 中日新聞 |
| 28 | R5. 12. 15 | 3,400円 | 中日新聞 |
| 29 | R6. 1. 15 | 3,400円 | 中日新聞 |
| 30 | R6. 3. 15 | 3,400円 | 中日新聞 |
| 31 | R6. 4. 15 | 3,400円 | 中日新聞 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | 34,000円 | |

（注）1　支出内訳書は、経費の種類ごとに作成してください。
2　経費ごとの合計額と収支報告書の当該使途項目の支出額と一致するようにして下さい。
3　整理番号の欄は、領収書等の添付様式（参考様式１）の整理番号と同じ番号として下さい。
4　証拠書類が「支払証明書」（参考様式２）の支出にあたっては、整理番号欄は「－」としてください。
5　支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務活動費充当額が異なる場合は、政務活動費充当額を記入してください。

（別紙）

# 支出内訳書

| 経　　費 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費 |
|---|---|

| 整理番号 | 支出年月日 | 支出金額 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 32 | R5. 6. 14 | 2,925円 | プリンターインク代　50%按分 |
| 33 | R5. 7. 23 | 13,874円 | FAX機　50%按分 |
| 34 | R5. 7. 27 | 390円 | USB　50%按分 |
| 35 | R5. 9. 8 | 530円 | コピー用紙　50%按分 |
| 36 | R6. 1. 1 | 5,950円 | プリンターインク代　50%按分 |
| 37 | R6. 3. 25 | 4,280円 | タックラベル代　50%按分 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | 27,849円 | |

(注) 1　支出内訳書は、経費の種類ごとに作成してください。
2　経費ごとの合計額と収支報告書の当該使途項目の支出額と一致するようにして下さい。
3　整理番号の欄は、領収書等の添付様式(参考様式1)の整理番号と同じ番号として下さい。
4　証拠書類が「支払証明書」(参考様式2)の支出にあたっては、整理番号欄は「－」としてください。
5　支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務活動費充当額が異なる場合は、政務活動費充当額を記入してください。

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| 経　　費 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・選挙区情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|
| 整理番号 | 1 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

2023 年 8 月 7 日

赤井康彦　　様

★　¥15,000

但　8/7 14時～ 地域公共交通活性化再生法の改正と地域公共交通計画

研修会参加費として

上記正に領収いたしました

地方議員研究会
〒530-0001
大阪府大阪市北
大阪駅前第2ビ
TEL 050-68
[redacted]

事業名、使途および内容等

研修会参加　8/7 地方議員研究会 地域公共交通活性化再生法の改正と地域公共交通計画

| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
|---|---|
| 政務活動費として支出する額 | 15,000 円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| 経　　費 | 調査研究費・研修費／広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|
| 整理番号 | 2 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

## 領収書

No. [redacted]

2023/08/07

赤井康彦　　様

| 金　額 | ￥13,800－ |
|---|---|

但し、ご宿泊代
8/7～1泊分　　として、
クレジットカードにて上記金額正に領収いたしました。

スーパーホテルPremier東京駅八重洲中央口
〒104-0028　東京都中央区八重洲２丁目２番７号
■Wifi PASS：lohashote
TEL:03-3241-0000　　FAX:03-3241-9003
http://www.superhotel.co.jp

担当者

事業名、使途および内容等

宿泊　8/7 スーパーホテルプレミア東京駅八重洲中央口
（8/7 研修会参加　8/8 新人議員研修会参加）

| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
|---|---|
| 政務活動費として支出する額 | 13,800　円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

（平成28年３月７日付滋議第88号通知様式）

# 活動報告書（海外・県外）

| | |
|---|---|
| 日程 | 令和５年　８月　７日　１４時～ |
| 訪問先 | 東京都市依田区丸の内３丁目1-1　国際ビル<br>リファレンス国際ビル貸会議室 |
| 目的<br>・<br>内容 | 目的<br>コロナ禍、超高齢社会の中、地域の公共交通のあり方が改めて問われており、タクシー業界においてもコロナ禍や高齢化により運転手不足、バス業界においては利用者の限定化など地域の課題とされている。近年、コミュニティバスやデマンドタクシーなど様々な試みを持って地域公共交通の維持に努力されているが我が県でも上下分離方式による近江鉄道のあり方が議論されており、地域公共交通のあり方や全国での現状を把握するため研修に参加した。<br><br>研修名<br>地域公共交通活性化再生法の改正と地域公共交通計画<br><br>研修内容<br>１．地域公共交通関連の法制度の変遷<br>２．地域公共交通活性化再生法の改正の概要<br>３．地域公共交通計画に求められる視点<br>４．多様な交通サービスの種別<br>５．各事例　豊岡市、岐阜市、熊本市<br>６．活性化再生法から地域交通法へ<br>７．ローカル鉄道の再構築 |

講師

早稲田大学スマート社会技術融合研究機構

研究院客員教授 [redacted]

考察

地域の実情に応じた公共交通施策は多種多様である。我が県においては、交通税導入の議論、近江鉄道のあり方をはじめとし、各市町にいてもそれぞれの課題を抱えている。

各市町のコンパクトシティ化により地域の公共交通もスリム化しているようにも見える中でデマンドタクシーなど新たな試みを行っているが十分とは言い切れない。

今回、地域公共交通活性化法が改正され2023年10月に連携協働共創によるリ・デザインとされ規制緩和の法制度から公共交通の維持活性化・再生へと転換された。公共交通ネットワーク形成に加え、持続可能性のある旅客運送サービスの提供の確保を目的とした地域公共交通計画作成の努力義務化とされ、我が県や各市町の状況を今後調べる必要があると感じつつ、記載されている事項は満たしているだけのアリバイ計画になっていないかも考えていきたい。

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|
| 整理番号 | 3 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

2024 年 3 月 27 日

赤井廉彦 様

★ ¥30,000

但 3/27 14時～「宰齢社会」実現会議
3/28 10時～ 健康寿命と平均寿命
研修会受講代として

上記正に領収いたしました

地方議員研究会
〒530-0001
大阪府大阪市
大阪駅前第2
TEL 050-

| 事業名、使途および内容等 | |
|---|---|
| 研修会参加 R6.3.27 28 | 地方議員研究会「宰齢社会」実現会議 および健康寿命と平均寿命 |
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
| 政務活動費として支出する額 | 30000 円 |

（注）1 領収書等は、この様式に添付してください。
2 政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3 添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|
| 整理番号 | 4 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

## 領　収　書

滋賀県議会　赤井康彦 様

領収金額　　¥11,610

（含む　消費税，宿泊税）
以下にて領収いたしました

◆ご利用明細◆

| | |
|---|---|
| 宿泊代 | ¥11,410 |
| **宿泊税 | ¥200 |

10%対象　¥11,410（内 消費税額　¥1,037）
宿泊税　¥200
**　課税対象外

◆お支払い明細◆

クレジットカード　¥11,610

宿泊棟　：セントラル
お部屋番号：[redacted]
宿泊期間　：2024/03/27 - 2024/03/28

アパホテル〈博多駅筑紫口〉セントラル
TEL:092-477-6311 FAX:092-477-6312

印紙税申告納
付につき麻布
税務署承認済

発行元
アパホテル株式会社
東京都港区赤坂3丁目2-3

登録番号：[redacted]
取引番号：[redacted]　2024/03/27 16:38

| 事業名、使途および内容等 | |
|---|---|
| 宿泊　R6.3.27　アパホテル〈博多駅筑紫口〉（3/27～28　研修会参加） | |
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
| 政務活動費として支出する額 | 11,610 円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| | |
|---|---|
| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
| 整理番号 | 5 |
| 領収書その他の証拠書類の添付欄 | |

登録番号 [redacted]



| | |
|---|---|
| 事業名、使途および内容等 | |
| 交通費 R6.3.27 不戒修法 参加 | |
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
| 政務活動費として支出する額 | 17,870 円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

No. [redacted]
発行日　2024年4月8日 15時07分

# 領収書
RECEIPT

宛名
RECEIVED FROM　滋賀県議会議員

赤井康彦　様

お預かり番号
RESERVATION NUMBER [redacted]

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金額計<br>TOTAL AMOUNT | ￥17,870（10％・税込）<br>（クレジットカード利用・Credit card use） | 内容<br>DETAIL | 乗車券類のご購入代金<br>TICKETS PRICE |
| 購入日<br>DATE OF PURCHASE | 2024年3月16日 | 乗車日<br>DATE OF DEPARTURE | 2024年3月27日 |
| 取扱カード会社<br>CARD COMPANY | [redacted] | クレジットカード番号<br>CARD NUMBER | [redacted] |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 列車名・券種<br>利用区間 | スマート指定席<br>米原<br>FROM | ⇢ | 博多<br>TO |
| 列車名・券種<br>利用区間 | こだま703号<br>米原<br>FROM | ⇢ | 新大阪<br>TO |
| 列車名・券種<br>利用区間 | のぞみ17号<br>新大阪<br>FROM | ⇢ | 博多<br>TO |

東海旅客鉄道株式会社
Central Japan Railway Company
登録番号 [redacted]

JR東海

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|
| 整理番号 | 6 |

| 領収書その他の証拠書類の添付欄 |
|---|
| |

| 事業名、使途および内容等 | |
|---|---|
| 交通費　R6.3.28　研修会　参加 | |
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
| 政務活動費として支出する額 | 17870 円 |

（注）１　領収書等は、この様式に添付してください。
２　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
３　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

No. [redacted]
表示日　2024年4月8日 15時07分

# 領収書
RECEIPT

宛名
RECEIVED FROM　滋賀県議会議員

赤井康彦　様

お預かり番号
RESERVATION NUMBER [redacted]

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金額計<br>TOTAL AMOUNT | ￥17,870（10％・税込）<br>（クレジットカード利用・Credit card use） | 内容<br>DETAIL | 乗車券類のご購入代金<br>TICKETS PRICE |
| 購入日<br>DATE OF PURCHASE | 2024年3月28日 | 乗車日<br>DATE OF DEPARTURE | 2024年3月28日 |
| 取扱カード会社<br>CARD COMPANY | [redacted] | クレジットカード番号<br>CARD NUMBER | [redacted] |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 列車名・券種<br>利用区間 | スマート指定席<br>博多<br>FROM | ⇢ | 米原<br>TO |
| 列車名・券種<br>利用区間 | のぞみ42号<br>博多<br>FROM | ⇢ | 新大阪<br>TO |
| 列車名・券種<br>利用区間 | こだま748号<br>新大阪<br>FROM | ⇢ | 米原<br>TO |

西日本旅客鉄道株式会社
West Japan Railway Company
登録番号 [redacted]

JR西日本

（平成28年３月７日付滋議第88号通知様式）

# 活動報告書（海外・県外）

| 日程 | 令和６年　３月２７日～２８日 |
|---|---|
| 訪問先 | リファレンス駅東ビル　福岡市博多区博多駅東１丁目１６－１４ |
| 目的<br>・<br>内容 | ○３月２７日<br>議員研修セミナー　幸齢社会実現会議　政府の議論の詳細を把握しよう<br><br>講師<br>[redacted]氏（医療・健康問題研究所　所長）<br><br>目的<br>高齢化に伴い認知症患者が増えている。こうした中で政府が認知症と向き合う幸齢社会実現会議を開催しておりその中身について詳しく把握したいと考え参加した。　考察　福祉とは公的扶助による住民の安心充実となっており、高齢化が進む中で認知症患者が増えている。早期のアルツハイマー病は抗体薬で治療しても７０％の速度で進行し、薬では治らないことを意味している。政府は認知症施策推進基本計画の策定に向け検討を開始しており今年の秋ごろには自治体も動き始めることになり滋賀県の施策も注視していきたい　また、研修では政府の会議のメンバーや開催時間などから読み取れる事柄やリーサスや地域医療情報システムをうまく利用することで活きた質問ができることも教示され大変わかりやすかった。 |

○3月28日
議員研修セミナー　健康寿命と平均寿命

講師
[redacted]氏（医療・健康問題研究所　所長）

目的
前日に引き続き、高齢社会の中で健康寿命と平均寿命を考える中で自治体としてやれることと地域ができること、そして国がどのような方向に向かっているのかを知るため参加した。　考察　高齢社会の中で近年、高齢者の若返りがみられ就業率が上昇するなど高齢者像が大きく変化していると政府は分析している。しかし、就業率が上がっているのは単に高齢者が若返っているからだけではなく　そのほか社会的な問題経済的な問題をも含んでいることを理解しないといけない。２０４０年を展望した誰もがより長く活躍できる社会の実現を目指し社会保障・働き方改革本部を厚生労働省に立ち上げ多様な就労や社会参加、健康寿命の延伸、医療福祉サービス改革を推進しようとしており、年金受給開始年齢の柔軟化や予防に対するインセンティブの強化など今後の取り組みが中止しなければならないと感じた。

（参考様式２）

# 支 払 証 明 書

| 使途項目 | 調査研究費・（研修費）・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|

| 支払年月日 | 支払額 | 支払先 | 使途および内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| R6. 1. 28 | 25,280円 | JR東海 | シンポジウム参加による鉄道料金（米原東京往復） | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | 25,280円 | | | |

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和6年3月31日

氏 名　　赤井 康彦

(注) 1　支払証明書は、経費の種類ごとに作成してください。
2　ガソリン代につきましては、１kmあたり２０円で計算し、その算定を備考欄に記入してください。
3　按分により政務活動費の支出を行った場合は、備考欄に支払総額および按分の割合を記入してください。

（平成28年３月７日付滋議第88号通知様式）

# 活動報告書（海外・県外）

| 日程 | 令和６年　１月２８日　１３時～ |
|---|---|
| 訪問先 | 建築会館ホール　東京都港区芝５丁目２６－２０ |
| 目的・内容 | 彦根城世界遺産登録推進シンポジウム<br><br>目的<br>世界遺産登録を目指す彦根城においては県と市が連携し事前評価までたどり着いたがこれからのスケジュールや課題などを含め今後を知るうえで参加した。<br><br>研修内容<br>「彦根城の顕著な普遍的価値の所在」 [redacted]氏<br>「徳川期日本における大名による統治と城郭」 [redacted]氏<br>「近世ヨーロッパにおける統治とその拠点」 [redacted]氏<br>パネルディスカッション<br><br>考察<br>彦根城の世界遺産登録については、平成4年に暫定リストに記載されて以降30年以上が経過した。その間、姫路城との差別化や資産の確定などの課題を整理し、現在、ユネスコの事前評価を受けるに至っている。今回のシンポジウムにおいては、彦根城の顕著な普遍的価値を広く発信するとともに世界史的な視点で議論が展開され今回の講演は、様々な立場・角度からの見解を述べて頂き興味を持って聴講できました。 |

最も印象に残ったことは、お城の外国語表記、すなわち英語の表記方法である。
万里の長城は、The Great Wall、戦闘要塞をcastleやfort、戦わない要塞を宮殿としてpalaceと我々が単純に城として言葉で伝える英語表記は様々になってくる。
特に彦根城世界遺産登録のコンセプトとして17世紀からの250年間にわたって安定した社会秩序を形成、維持した江戸時代の大名による政治の仕組みを象徴的に伝える「城」のうち最も残りが良いものとしており、平和に安定した城を意味する英語表記が何が適切なのか考えさせられた。
滋賀県は、castle complexという表現を使っており、前述のようにcastleが戦闘要塞を意味する言葉におけるコンセプトである平和に安定した城がマッチしているのか疑問が残っている。彦根城は、世界的に政治秩序が再編され、政治・社会システムが多様化した近世の世界において長期的な安定を実現した国際的にみてユニークな統治システムの物証であり、大名による政府が機能するために必要な特徴や要素を最も完全な状態で今日まで残している。とされており今後の取り組みに注視する必要があると感じた。

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|
| 整理番号 | 17 |

| 領収書その他の証拠書類の添付欄 |
|---|
| |

| 事業名、使途および内容等 |
|---|
| 印刷費　赤井厚志新聞 58. |

| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 | 92% |
|---|---|---|
| 政務活動費として支出する額 | 6,555 | 円 |

（注）１　領収書等は、この様式に添付してください。
２　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
３　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

# 領収書

ラクスル

赤井 康彦様

取引年月日：2023年08月04日(金)

領収書番号：[redacted]

下記正に領収いたしました。

ラクスル株式会[redacted]

**合計金額** (税込) **7,126円**

10%対象　7,126円（内消費税: 648円）

〒1410021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル1F

登録番号：[redacted]

| 注文番号 | 商品 | 数量 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| [redacted] | チラシ・フライヤー / A4 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 薄手：73kg | 2,000部 | 6,478円 | 出荷予定日: 2023年8月10日<br>赤井康彦新潟県議会５８最新 |

「*」は軽減税率対象であることを示します。

| 注文内容 | 商品合計: 6,478円 |
|---|---|
| 小計（税抜） | 6,478円 |
| 合計金額（税込） | 7,126円 |

お支払い方法: クレジットカード

お客さまへ（必ずご確認ください）

本書面についてご不明点などございましたらお問合せフォーム（https://raksul.com/contact/）からご連絡ください。

えんぴつの男
# 赤井康彦新聞
県政報告
red@hiwako.ne.jp
0749-30-0585
NO.58

4月の統一地方選挙にて滋賀県議会議員に当選させていただき4か月が過ぎました。5期20年の市議会の経験を活かし活発に行動してまいります。

さて、県議会においても6月本会議や委員会にて活発に質問等をしており、今回もその一部を掲載します。

県議会議員になっても今まで通り彦根市のことも一生懸命取り組んでまいりますのでこれからもよろしくお願いいたします。

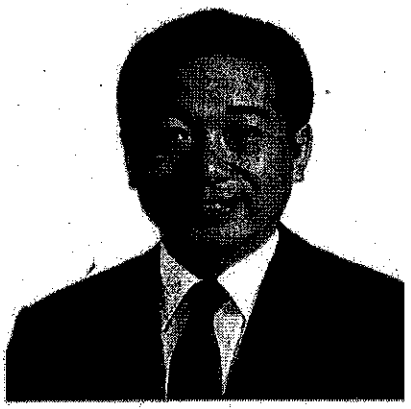

## 河川にライブカメラの設置を

**Q.** 河川ライブカメラは、避難判断の一助になる大変重要なものだと思います。ライブカメラの設置基準は？

**A.** 現在、河川防災カメラを県内65か所に設置しています。市町等が避難の判断のために設置している基準水位観測所に水位情報を補完するために設置します。また、河川の流下能力の低いところに設置しています。そういった中で、優先順位等を考慮し、設置しています。



**Q.** 一級河川の中には大小含めて毎回冠水しているところがあります。そうしたところに今後、設置を検討していくのか？

**A.** 平成25年に設置を始めてから約10年経過しており、これから更新も必要になります。新設と合わせて更新の計画を立てながら進めたいと思います。たくさん新設できる状況ではありませんが、予算の状況を見ながら進めたいと考えています。

# 赤井康彦新聞

## TOPICS 旧ひこね燦パレス進入口（くすのき通り）交差点に信号機が設置されます



彦根市議会６月定例会の戸崎かつし議員（夢みらい）の質問において彦根警察署が信号機設置に向けて手続きを進めているとの答弁がありました。これを受け滋賀県警と話をした中で今年度中の信号機設置を予定していることがわかりました。信号機は感応式を想定しているとし、横断歩道の設置の予定はないとのことでありました。

## 赤井康彦　日々の活動を抜粋（～8月）

当選証書授与式



国スポ障スポ総会



ポンプ操法出場激励



ホタルの会河川清掃

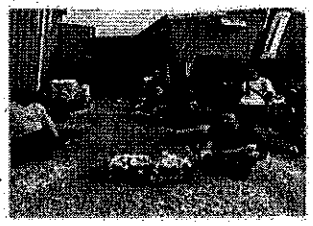

旭森学区要望視察



彦根城シラサギ被害視察



メーデー湖北彦根地区集会

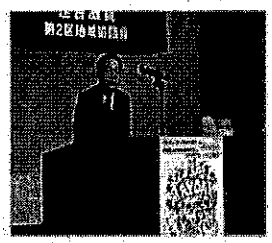

老泉クラブ県政報告

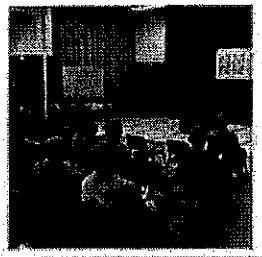

日々の活動はフェイスブックにて発信しています QRコードを読み取りご覧ください

彦根JC７０周年式典

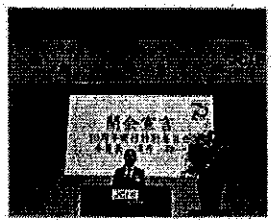

水産試験場視察



消防団広報活動



国立印刷局工場見学



（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|
| 整理番号 | 8 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

## ご利用明細票

| お取扱日 | 店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 05-09-05 | [redacted] | カード送金 |
| 記号 | | 番号 |
| [redacted] | | [redacted] |
| 取扱番号 | お取引金額 | |
| [redacted] | *56,862 | |
| | 残高 | |
| | [redacted] | |

[redacted]

カ）シガ チュウニチサービス

送金料金　*440円

振込予定日 05-09-05

アカイ　ヤスヒコ

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

| 事業名、使途および内容等 | |
|---|---|
| 折込代 | 赤井康彦新聞 第1号（送金料金込み） |
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
| 政務活動費として支出する額 | 57,302 円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| | |
|---|---|
| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
| 整理番号 | 9 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

## ご利用明細票

| お取扱日 | 店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 05-09-05 | [redacted] | ｶｰﾄﾞ送金 |
| 記号 | | 番号 |
| [redacted] | | |
| 取扱番号 | お取引金額 | |
| [redacted] | *149,911 | |
| | 残高 | |
| | [redacted] | |

[redacted]

ｱｲﾝｽﾞ(ｶ

送金料金　*440円

振込予定日 05-09-06

ｱｶｲ　ﾔｽﾋｺ

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

| | |
|---|---|
| 事業名、使途および内容等 | |
| 印刷代 | 赤井康彦新聞 第1号 (送金料金込み) |
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
| 政務活動費として支出する額 | 150,351 円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

えんぴつの男

# 赤井康彦 県政報告 新聞

発行責任者：赤井康彦
連絡先：✉red@biwako.ne.jp ☎(0749)30-0585

No.1



4月の統一地方選挙にて滋賀県議会議員に当選させていただき4か月が過ぎました。これからも5期20年の市議会議員の経験を活かし活発に行動してまいります。

さて、県議会においても6月本会議や委員会にて活発に質問等をしておりその一部を掲載します。

市議会議員としてまちづくりをライフワークのように取り組んでまいりましたが県議会議員になっても滋賀県政は勿論、今まで通り彦根市のこともそして犬上郡3町のことも一生懸命取り組んでまいりますのでこれからもよろしくお願いいたします。

滋賀県議会議員 赤井康彦



## 赤井議員（チームしが）〈一問一答〉令和5年7月4日

## 新型コロナワクチン接種後の副反応について

**Q** 現在の支援体制はどうなっているか

**A** お答えいたします。

副反応に係る支援体制につきましては、5類移行後も引き続きまして、滋賀県新型コロナウイルスワクチン専門相談窓口を設置しておりまして、接種に関する様々な相談に対応するとともに、かかりつけ医等で専門的な対応が必要と判断をされた場合には、県内の協力医療機関におきまして治療等を受けていただく体制を継続しているところでございます。【担当：健康危機管理課】

**Q** 副反応のある方に予防接種健康被害救済制度があるが申請の仕方は？

**A** お答えいたします。

申請の窓口は市町となっておりまして、健康被害救済制度に係る請求書に医療機関の受診証明、領収書、診療録や検査結果等を添付し、申請をいただくこととなっております。

申請を受けました市町は、調査委員会を開きまして、医学的見地から、審査に係る資料を整理した上、県を経由して国に申請書類を進達するという流れになっております。【担当：健康危機管理課】

**Q** 本県における健康被害救済制度の申請状況は（何件か）

**A** お答えいたします。

令和5年6月末日現在の本県におけます、新型コロナワクチンに係る健康被害救済制度の国への進達数でございますが、112件でございます。【担当：健康危機管理課】

**Q** 国への進達件数のうち死亡ケースは何件あるか

**A** お答えいたします。

先ほど申しました、112件のうち、死亡ケースは16件でございます。【担当：健康危機管理課】

**Q** 認定までの期間の救済制度も必要ではないか

**A** お答えいたします。

審査結果が出るまでの間、今後の生活に不安を抱えながら通院等されておられるという実情もお聞きをしているところでございます。

県としても、こういった声をしっかりと受け止めまして、早急な審査ができますように、まずは国にしっかりと訴えてまいりたいと考えております。【担当：健康危機管理課】

**Q** 審査の迅速化と接種後の遷延する症状を訴える方への専門的な相談支援体制の充実が必要である。県としてどう考えているか。

**A** お答えいたします。

申請者やそのご家族の生活再建などを考えますと、早急な対応が求められますことから、これまでから国に対して早期の審査を要望しておりまして、本年6月に私も厚生労働省に出向きまして直接要望を行ったところでございます。

ワクチン接種後の長引く症状につきましては、現在国において実態調査や治療法の研究が行われていると聞いておりまして、こうした調査研究を早急に進め、専門的な相談・診断体制を整備するよう、関西広域連合や全国知事会等、様々な機会を通じて国に要望を行ってまいりたいと考えております。【担当：健康危機管理課】

### 赤井康彦のおしごと

赤井康彦の活動をフェイスブックにて発信中です！是非御覧下さい。



# チームしが県議団 会派ニュース

NEWS #35 2023.7

2023年7月／第35号

チームしが県議団
〒520-8577 大津市京町4丁目1-1 県庁本館2階
TEL/077-528-4035 FAX/077-510-6520
MAIL/info@knw.jp
執行責任者／今江政彦 編集責任者／小川泰江

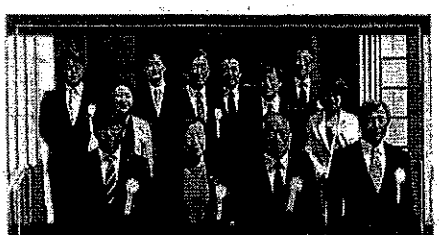

4月に滋賀県議会議員選挙が行われ、新たな任期が始まりました。チームしが県議団は「生活者、納税者、消費者、働く者の視点・立場で政策実現に取り組む」ことを基本姿勢とする議員が集まった会派です。新しいメンバーを加えて、新たな体制でのスタートとなりますが、これからも、少子化をはじめとする様々な社会課題の解決に向けた政策提言を行うことで、県民福祉の向上と県政の発展に全力で取り組んでまいります。引き続きの皆さまのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

チームしが県議団　一同



代表質問に立つ 今江政彦 議員

「チームしが 県議団」を代表し、今江政彦議員（近江八幡市 竜王町選出）が質問しました。

## 6月定例会議の代表質問の項目

- □ 基本構想・行政経営方針と北部課題について
- □ 防災について
- □ 文化遺産について
- ☑ 琵琶湖博物館について
- □ 森林政策について
- ☑ アフターコロナについて
- ☑ 子ども・子ども・子どもについて
- □ 農業政策について
- □ 公園の魅力向上について
- □ 教育行政について
- □ 警察行政について

動画もご覧ください

【滋賀県議会公式サイト】滋賀県議会録画放映 ◀今江議員 質問 答弁▶

# ［6月定例会議 代表質問］

## アフターコロナについて

**Q** コロナ禍の経験を踏まえて、今後の新興感染症等にどのように備えるのか。

**A** これまでの対応を踏まえ、医療や介護の現場の意見を聴きながら「感染症予防計画」の改定に取り組む。また平時からの備えとして、医療機関等とあらかじめ協定を締結し、有事の際に速やかに対応できるよう新たに協議会を設置し、丁寧に協議を重ねていく。また、科学的、技術的な中核機関となる衛生科学センターの機能強化を図るとともに、新興感染症等に対応できる人材の育成にも取り組む。

comment

**衛生科学センターの整備計画**

老朽化が課題となっていたセンターは、現在の守山市から草津市笠山に場所を移して移転新築される計画となっている。

整備費は約26億円。令和9年度の供用開始予定。

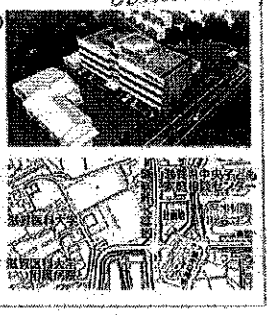

**Q** 県内における新型コロナウイルス罹患後症状（後遺症）の現状と課題、今後の対応について伺う。

**A** 昨年度行った調査では、倦怠感や嗅覚障害などの後遺症状に悩まれる方が県内にも一定数いることを把握した。その後、専門外来の設置等により医療提供体制を確保したが、受診・相談センターに寄せられる罹患後症状に関する相談では、「診療可能な医療機関を教えてほしい」というものが最も多くなっている。このため、県ホームページに掲載した罹患後症状を診療される医療機関リストの拡充を図るとともに、新たな知見等の収集に努め、県SNSなどの媒体も活用して情報発信を行っていく。

**Q** 「しが割」キャンペーン第3弾では、第1弾および第2弾の課題を踏まえ、どのように対応するのか。

**A** 第1弾、第2弾では、事業者からは「価格帯の低い小規模な店舗で利用されにくかった」などの声が、また利用者からは「割引券の取得が先着順なので利用できなかった」などの声があがった。このことを踏まえ、第3弾においては、割引券を分割して利用できるようにするとともに、利用可能期間を1週間から3週間に延長するほか、割引券の取得方法を抽選方式に変更することにした。

## 子ども・子ども・子どもについて

**Q** 子ども施策に関する予算の考え方および今後の具体的な取り組みを伺う。

**A** 国の予算を十分に活用するとともに、県独自の財源である子ども・若者基金も活用しながら、子ども施策の充実を図っていく。併せて、今年度設置した子ども政策推進本部でも子ども施策にかかる財源について必要に応じて検討する。
具体的な取り組みとして「子どもの医療費助成制度」は、地域によって医療サービスに差が生じることがないよう、市町の意見を聞きながら、制度の拡充を検討していく。

comment

**子ども医療費助成制度の拡充**

チームしが県議団として、これまでから重ねて提言してきた「子ども医療費助成制度の拡充」は、2022年の知事選挙で知事の公約集に盛り込まれた。以降、検討が進められており、7月18日に県首長会議で県の拡充案が示された。県内の首長からは様々な意見が出されたが、制度の拡充の方向について異論はない。現状の県の提案は高校生世代への支援を行うというものとなっている。

## 琵琶湖博物館について

**Q** 破損した水槽の現時点での原因検討状況と他の水槽の状況について伺う。

**A** すでに展示の再開をした水槽については現状で最大限、安全確保が図られている。また、破損が危惧される一部の水槽については、アクリルパネルの交換により安全が確保できる、との第三者委員会の評価をいただいている。
破損原因については、外部機関の調査をもとに、第三者委員会で議論しており、現状は複合的な要因により破損したと推定されている。

**Q** 水槽の本格的な再開に向けたスケジュールと、水槽の再整備に向けての考えを伺う。

**A** 破損した水槽を含め一部の水槽は、安全面をさらに重視しながら、展示方式の再設計を行ったうえで再整備の必要があるため、再開時期は来年度末を目指す。安心して来館いただけるよう取り組む。
再整備の際、安全性に加え、新たな工夫を凝らし、より一層、琵琶湖の価値を再認識し、愛着を持っていただける展示にする。

comment

琵琶湖博物館　2023年2月、琵琶湖博物館のビワコオオナマズ展示水槽の破損事故が発生した。人的被害はなし。現在、原因究明のための調査が進められている。破損した水槽を含む一部の水槽以外は展示を再開しているが、完全復旧には至っていない。ちなみにビワコオオナマズはバックヤードにて飼育中。



（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|
| 整理番号 | 10 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

## 領　収　書

No. [redacted]

令和 5 年 10 月 11 日

赤井 康彦 様

| 金額 | ¥78615 |
|---|---|

但

| 印刷代金 | |
|---|---|
| 消費税額 | |

[redacted]

上記正に領収致しました。

摘　要

現　金　　円

小切手　　円

相　殺　　円

手　形　　円

（期日　年　月　日）

振　込 78,615 円

一般印刷・コンピュータ用紙印刷・ホームページ制作

近江印刷株[redacted]

代表取締役 里西 一

■営業本部・工場／〒529-1302 滋賀県愛知郡愛荘町川[redacted]

TEL 0749-42-9400(代) FAX 074[redacted]

URL http://www.omi-in.co.jp [redacted]

■本　　社／〒521-1113 滋賀県彦根市稲部町10[redacted]

■東近江支店／TEL 0749-48-2232 ■[redacted]支店／T[redacted]

■甲賀支店／TEL 0748-88-7470

扱者印 [redacted]

| 事業名、使途および内容等 | |
|---|---|
| 印刷費・折込作込み | 8/25 箱校版 1375部・大上版 2600部・ |
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 8/26 |
| 政務活動費として支出する額 | 63,678 円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。

2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。

3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

2023年8月25日発行

# 滋賀県議会議員

# 赤井康彦（あかいやすひこ）

稲枝版
県政報告
第1号



事務局：彦根市小泉町425-64　TEL&FAX0749-30-0585

当選以降第１回目となる６月定例県議会での稲枝地区に関連する質問に関し、稲枝の皆様に私の質問と県の答弁についてご報告します。

## 田附町の湯の花井から栗見橋の約３kmにわたる雑草・流木・土石の除去については、業務の発注により現状確認のうえ治水上の影響を考慮し河床整備を含め維持管理する計画を策定

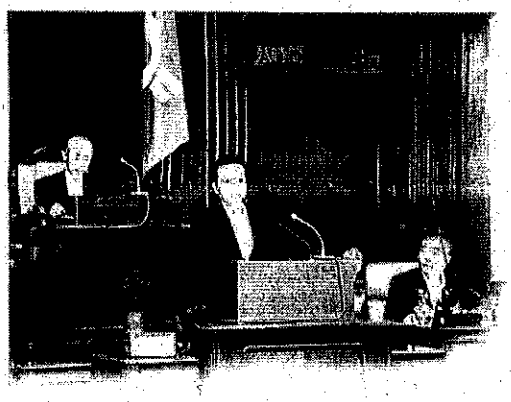

**愛知川の整備について**

**赤井質問**　葉枝見橋を中心とした河床については、昨年から河床の水平化を図るため、雑草や立木の除去、さらには土砂の撤去等河床の整備を実施していただいており、地元住民からは大変喜ばれているところであります。

しかしながら、田附町に存在する湯の花井から新海町に架かっている栗見橋までの3キロの間は雑草や大きく成長した立木が繁茂し、河床に土砂が堆積し島ができているなど荒れ放題の現状にあります。

このままでは、報道でもよく耳にするようになった線状降水帯の集中豪雨などにより洪水時に雑草や立木が水の流れを遮り、溢水する危険があり、地域住民は絶えず不安におののいているのが現状であります。

まず、愛知川においては湖東土木事務所と東近江土木事務所の管轄かと思いますが、どういう分担をされているのでしょうか？

**県答弁**　愛知川は御幸橋より下流は、行政区分により対応することになっているが、区域が跨る場合は施工規模や区域が大きい方が対応することにしており、東近江土木事務所と湖東土木事務所で連携して対応している。

**赤井質問**　また、栗見橋から湯の花井の間の状況を把握されているのか？　加えて整備計画はあるのか？　お聞きします。

**県答弁**　現在、栗見橋の下流で東近江土木が伐採を行っている。管理延長が長く、より効率的・効果的に維持管理を進めるため、令和４年度から河口から八幡橋までの区間約７kmを委員ご指摘の範囲も含めて、業務発注により土砂の堆積状況や樹木の繁茂状況を確認している。その上で、流下能力の計算を行い、治水上の影響を考慮して、維持管理していく計画を作成する予定である。



# チームしが県議団 会派ニュース #35

2023年7月／第35号

チームしが県議団
〒520-8577 大津市京町4丁目1-1 県庁本館2階
TEL/077-528-4035 FAX/077-510-6520
MAIL/info@ktw.jp
発行責任者／今江政彦 編集責任者／小川恭江



4月に滋賀県議会議員選挙が行われ、新たな体制が始まりました。チームしが県議団は「生活者、納税者、消費者、働く者の視点・立場で政策実現に取り組む」ことを基本姿勢とする議員が集まった会派です。新しいメンバーを加えて、新たな体制でのスタートとなりますが、これからも、少子化をはじめとする様々な社会課題の解決に向けた政策提言を行うことで、県民福祉の向上と県政の発展に全力で取り組んでまいります。引き続きの皆さまのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

チームしが県議団　一同



代表質問に立つ 今江政彦 議員

「チームしが県議団」を代表し、今江政彦議員（近江八幡市竜王町選出）が質問しました。

## 6月定例会議の代表質問の項目

- ☐ 基本構想・行政経営方針と北部振興について
- ☐ 防災について
- ☐ 文化遺産について
- ☑ 琵琶湖博物館について
- ☐ 森林政策について
- ☑ アフターコロナについて
- ☑ 子ども・子ども・子どもについて
- ☐ 農業政策について
- ☐ 公園の魅力向上について
- ☐ 教育行政について
- ☐ 警察行政について

動画もご覧ください

【滋賀県議会公式サイト】滋賀県議会録画放映 ◀今江議員 質問 答弁▶

# ［6月定例会議 代表質問］

## アフターコロナについて

**Q** コロナ禍の経験を踏まえて、今後の新興感染症等にどのように備えるのか。

これまでの対応を踏まえ、医療や介護の現場の意見を聴きながら「感染症予防計画」の改定に取り組む。また平時からの備えとして、医療機関等とあらかじめ協定を締結し、有事の際に速やかに対応できるよう新たに協議会を設置し、丁寧に協議を重ねていく。また、科学的、技術的な中核機関となる衛生科学センターの機能強化を図るとともに、新興感染症等に対応できる人材の育成にも取り組む。

comment

衛生科学センターの整備計画

老朽化が課題となっていたセンターは、現在の御殿浜から草津市笠山に場所を移して移転新築される計画となっている。

整備費は約26億円。令和9年度の供用開始予定。





**Q** 県内における新型コロナウイルス罹患後症状（後遺症）の現状と課題、今後の対応について伺う。

昨年度行った調査では、倦怠感や嗅覚障害などの後遺症状に悩まれる方が県内にも一定数いることを把握した。その後、専門外来の設置等により医療提供体制を確保したが、受診・相談センターに寄せられる罹患後症状に関する相談では、「診療可能な医療機関を教えてほしい」というものが最も多くなっている。このため、県ホームページに掲載した罹患後症状を診療される医療機関リストの拡充を図るとともに、新たな知見等の収集に努め、県SNSなどの媒体も活用して情報発信を行っていく。

**Q** 「しが割」キャンペーン第3弾では、第1弾および第2弾の課題を踏まえ、どのように対応するのか。

第1弾、第2弾では、事業者からは「価格帯の低い小規模な店舗で利用されにくかった」などの声が、また利用者からは「割引券の取得が先着順なので利用できなかった」などの声があがった。このことを踏まえ、第3弾においては、割引券を分割して利用できるようにするとともに、利用可能期間を1週間から3週間に延長するほか、割引券の取得方法を抽選方式に変更することにした。

## 子ども・子ども・子どもについて

**Q** 子ども施策に関する予算の考え方および今後の具体的な取り組みを伺う。

[illegible]の予算を十分に活用するとともに、県独自の財源である子ども・若者基金も活用しながら、子ども施策の充実を図っていく。併せて、今年度設置した子ども政策推進本部でも子ども施策にかかる財源について必要に応じて検討する。
具体的な取り組みとして「子どもの医療費助成制度」は、地域によって医療サービスに差が生じることがないよう、市町の意見を聞きながら、制度の拡充を検討していく。

comment

子ども医療費助成制度の拡充

チームしが県議団として、これまでから重ねて提言してきた「子ども医療費助成制度の拡充」は、2022年の知事選挙で知事の公約集に盛り込まれた。以降、検討が進められており、7月18日に県当局会議で県の拡充案が示された。県内の首長からは様々な意見が出されたが、制度の拡充の方向について異論はない。現状の県の提案は高校生世代への支援を行うというものとなっている。

## 琵琶湖博物館について

**Q** 破損した水槽の現時点での原因検討状況と他の水槽の状況について伺う。

すでに展示の再開をした水槽については現状で最大限、安全確保が図られている、また、破損が危惧される一部の水槽については、アクリルパネルの交換により安全が確保できる、との第三者委員会の評価をいただいている。
破損原因については、外部機関の調査をもとに、第三者委員会で議論しており、現状は複合的な要因により破損したと推定されている。

**Q** 水槽の本格的な再開に向けたスケジュールと、水槽の再整備に向けての考えを伺う。

破損した水槽を含め一部の水槽は、安全面をさらに重視しながら、展示方式の再設計を行ったうえで再整備の必要があるため、再開時期は来年度末を目指す。安心して来館いただけるよう取り組む。再整備の際、安全性に加え、新たな工夫を凝らし、より一層、琵琶湖の価値を再認識し、愛着を持っていただける展示にする。

comment

琵琶湖博物館

2023年2月、琵琶湖博物館のビワコオオナマズ展示水槽の破損事故が発生した。人的被害はなし。現在、原因究明のための調査が進められている。破損した水槽を含む一部の水槽以外は展示を再開しているが、完全復旧には至っていない。ちなみにビワコオオナマズはバックヤードにて飼育中。



2023年8月25日発行

# 滋賀県議会議員
# 赤井康彦（あかいやすひこ）

犬上版
県政報告
第１号



TEL&FAX0749-30-0585

当選以降第１回目となる６月定例県議会での犬上３町に関連する質問に関し、私の質問と県の答弁についてご報告します。

## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障がい者スポーツ大会についての犬上３町の位置づけは、彦根市で開催されるボウリング競技を共催することが決定している

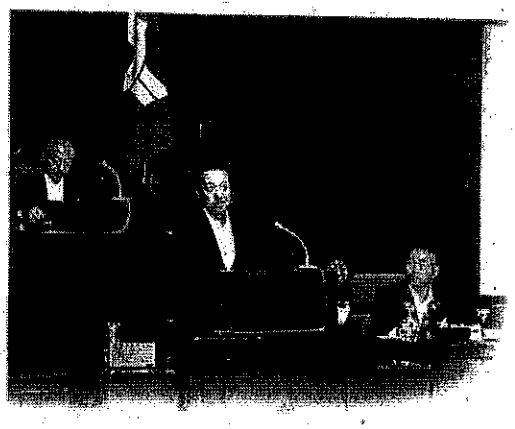

**赤井質問**　びわこ国体・びわこ大会から44年ぶりの開催となる国民スポーツ大会が2025年（令和７年）９月28日より開催されます。リハーサル大会まで１年ほどとなりましたが、県民の意識向上醸成も必要な時期ととらえ以下質問いたします。

県外競技を除く34競技は県内開催となるわけでありますが、県内すべての市町が会場地とはなっておりません。会場地となっていない町も大会へ関わっていくべきかと思いますが、対応はどのようにしていくのでしょうか？

**県答弁**　具体的な事例としまして、豊郷町、甲良町、多賀町の３町が会場地となります。正式競技はございませんが、彦根市で開催されるボウリング競技におきまして、県、彦根市とともに共催いただくことが決定しています。その中で競技会開催に向けた準備におきましても、各種イベントや広報を共同で行いまして、大会期間中は３町の物産品を活用した来場者へのおもてなしを行うなど、魅力発信や地域の盛り上げについてしっかりとつなげる所存であります。

**赤井質問**　こうした町にも大会レガシーとして継承すべきだと考えますが、県としてどのようにお考えでしょうか？

**県答弁**　具体の彦根市での事例で申し上げますと、彦根市で開催するボウリング競技におきましては、３町の皆さんにもボランティアあるいは運営スタッフとして関わっていただきたいと考えております。また、地域の子どもたちにも会場で大会を見学いただきまして、スポーツの魅力を直接感じていただきたいと考えています。

数多くの皆さんが大会に関わっていただきまして、滋賀での開催を近くで感じていただくことによりまして、これまで以上に町民の皆さんが元気になって、地域に活力が生まれることを期待して、そのような取り組みを県としてもしっかりと進めてまいります。



TEAM SHIGA PREFECTURAL ASSEMBLY MEMBERS FACTION NEWS #35

# チームしが県議団 会派ニュース

NEWS #35 2023.7

2023年7月/第35号

チームしが県議団
〒520-8577 大津市京町4丁目1-1 県庁本館2階
TEL/077-528-4035 FAX/077-510-6520
MAIL/info@knw.jp
発行責任者/今江政彦 編集責任者/小川泰江



4月に滋賀県議会議員選挙が行われ、新たな体制が始まりました。チームしが県議団は「生活者、納税者、消費者、働く者の視点・立場で政策実現に取り組む」ことを基本姿勢とする議員が集まった会派です。新しいメンバーを加えて、新たな体制でのスタートとなりますが、これからも、少子化をはじめとする様々な社会課題の解決に向けた政策提言を行うことで、県民福祉の向上と県政の発展に全力で取り組んでまいります。引き続きの皆さまのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

チームしが県議団 一同



代表質問に立つ 今江政彦 議員

「チームしが 県議団」を代表し、今江政彦議員（近江八幡市竜王町選出）が質問しました。

## 6月定例会議の代表質問の項目

- ☐ 基本構想・行政経営方針と北部振興について
- ☐ 防災について
- ☐ 文化遺産について
- ☑ 琵琶湖博物館について
- ☐ 森林政策について
- ☑ アフターコロナについて
- ☑ 子ども・子ども・子どもについて
- ☐ 農業政策について
- ☐ 公園の魅力向上について
- ☐ 教育行政について
- ☐ 警察行政について

動画も見てください

【滋賀県議会公式サイト】滋賀県議会録画放映 ◀今江議員 質問 答弁▶

# ［6月定例会議 代表質問］

## アフターコロナについて

**Q** コロナ禍の経験を踏まえて、今後の新興感染症等にどのように備えるのか。

**A** これまでの対応を踏まえ、医療や介護の現場の意見を聴きながら「感染症予防計画」の改定に取り組む。また平時からの備えとして、医療機関等とあらかじめ協定を締結し、有事の際に速やかに対応できるよう新たに協議会を設置し、丁寧に協議を重ねていく。また、科学的、技術的な中核機関となる衛生科学センターの機能強化を図るとともに、新興感染症等に対応できる人材の育成にも取り組む。

comment

**衛生科学センターの整備計画**

老朽化が課題となっていたセンターは、現在の御殿浜から草津市笠山に場所を移して移転新築される計画となっている。

整備費は約26億円。令和9年度の供用開始予定。



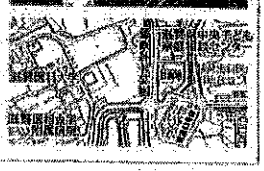

**Q** 県内における新型コロナウイルス罹患後症状（後遺症）の現状と課題、今後の対応について伺う。

**A** 昨年度行った調査では、倦怠感や嗅覚障害などの後遺症状に悩まれる方が県内にも一定数いることを把握した。その後、専門外来の設置等により医療提供体制を確保したが、受診・相談センターに寄せられる罹患後症状に関する相談では、「診療可能な医療機関を教えてほしい」というものが最も多くなっている。このため、県ホームページに掲載した罹患後症状を診療される医療機関リストの拡充を図るとともに、新たな知見等の収集に努め、県SNSなどの媒体も活用して情報発信を行っていく。

**Q** 「しが割」キャンペーン第3弾では、第1弾および第2弾の課題を踏まえ、どのように対応するのか。

**A** 第1弾、第2弾では、事業者からは「価格帯の低い小規模な店舗で利用されにくかった」などの声が、また利用者からは「割引券の取得が先着順なので利用できなかった」などの声があがった。このことを踏まえ、第3弾においては、割引券を分割して利用できるようにするとともに、利用可能期間を1週間から3週間に延長するほか、割引券の取得方法を抽選方式に変更することにした。

## 子ども・子ども・子どもについて

**Q** 子ども施策に関する予算の考え方および今後の具体的な取り組みを伺う。

**A** 国の予算を十分に活用するとともに、県独自の財源である子ども・若者基金も活用しながら、子ども施策の充実を図っていく。併せて、今年度設置した子ども政策推進本部でも子ども施策にかかる財源について必要に応じて検討する。
具体的な取り組みとして「子どもの医療費助成制度」は、地域によって医療サービスに差が生じることがないよう、市町の意見を聞きながら、制度の拡充を検討していく。

comment

**子ども医療費助成制度の拡充**

チームしが県議団として、これまでから重ねて提言してきた「子ども医療費助成制度の拡充」は、2022年の知事選挙で知事の公約集に盛り込まれた。以降、検討が進められており、7月19日に県当局会議で県の拡充案が示された。県内の首長からは様々な意見が出されたが、制度の拡充の方向について異論はない。現状の県の提案は高校生世代への支援を行うというものとなっている。

## 琵琶湖博物館について

**Q** 破損した水槽の現時点での原因検討状況と他の水槽の状況について伺う。

**A** すでに展示の再開をした水槽については現状で最大限、安全確保が図られている、また、破損が危惧される一部の水槽については、アクリルパネルの交換により安全が確保できる、との第三者委員会の評価をいただいている。
破損原因については、外部機関の調査をもとに、第三者委員会で議論しており、現状は複合的な要因により破損したと推定されている。

**Q** 水槽の本格的な再開に向けたスケジュールと、水槽の再整備に向けての考えを伺う。

**A** 破損した水槽を含め一部の水槽は、安全面をさらに重視しながら、展示方式の再設計を行ったうえで再整備の必要があるため、再開時期は来年度末を目指す。安心して来館いただけるよう取り組む。
再整備の際、安全性に加え、新たな工夫を凝らし、より一層、琵琶湖の価値を再認識し、愛着を持っていただける展示にする。

comment

琵琶湖博物館 2023年2月、琵琶湖博物館のビワコオオナマズ展示水槽の破損事故が発生した。入館者はなし。現在、原因究明のための調査が進められている。破損した水槽を含む一部の水槽以外は展示を再開しているが、発生直後には登っていない。ちなみにビワコオオナマズはバックヤードにて飼育中。



（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| | |
|---|---|
| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
| 整理番号 | 11 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

## ご利用明細票

| お取扱日 | 店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 05-12-13 | [redacted] | カード送金 |
| 記号 | | 番号 |
| [redacted] | | |
| 取扱番号 | お取引金額 | |
| [redacted] | *78,667 | |
| | 残高 | |
| | [redacted] | |

[redacted]

オオミインサツ(カ

送金料金　*440円

振込予定日 05-12-13

アカイ　ヤスヒコ

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

| | |
|---|---|
| 事業名、使途および内容等 | |
| 印刷費-振込代込み | 県政報告 稲枝-犬上版 第2号 (送金料金込み) |
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
| 政務活動費として支出する額 | 79,107 円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

2023年12月2日発行

# 滋賀県議会議員

# 赤井康彦（あかいやすひこ）

犬上版
県政報告
第2号



[illegible]425-64　TEL & FAX 0749-30-0585

犬上地区の皆様こんにちは。
犬上地区の皆様方には日頃から私の議員活動にご理解とご協力を賜りあつく御礼申し上げます。遅くなりましたが、今年9月定例議会の私の質問がまとまりましたので、ご報告申し上げます。



## カワウ・サギ被害について

**赤井質問**　カワウは10月以降、本県から移動するが越冬中はどこに移動しているのかについて。

**県答弁**　全国のカワウ生息動向調査の結果から、本県のカワウの10月以降の主な移動先といたしまして、瀬戸内海のほか、徳島県や和歌山県、愛知県などであると推測をしております。

**赤井質問**　本県に冬期も生息するカワウはいるのか。それらに対して対策は行わないのか。

**県答弁**　本県におきましては、冬期も生息はしておりますが数が大変少なくなるということと、捕獲の効果と効率の観点から、春から夏にかけての繁殖期に集中的に対策を行っておりますため、本県では冬期の対策は行っていないところでございます。

**赤井質問**　瀬戸内海で冬期の駆除がされているか把握されているか。

**県答弁**　瀬戸内海に面する複数の県においては、冬期を含めて捕獲をされているところもあると承知しております。

**赤井質問**　カワウが令和２年夏期になって急増した原因は何か分析をしているか。

**県答弁**　カワウの増加につきましては、気候条件、エサ資源、生息環境の変化でございますとか、県内ではねぐらやコロニーが分散するなど様々な要因が複合的に作用していると考えております。

令和２年夏期の生息数の急増は、今申し上げました要因に加えまして、専門家によると、前年に関東地方を襲った台風の影響によりまして、カワウの広域移動の変化が大きく作用しているのではないかということでございますけれども確実なことは不明ということでございます。

**赤井質問**　令和2年度は捕獲数は減ったのか。

**県答弁**　令和元年度の捕獲数が約3,900羽ございまして、それに対しまして、令和２年度は約5,700羽捕っているということでございまして、令和２年度は前年度と比べて、捕獲数では増加しているということでございます。

**赤井質問**　各方針の策定や対策の実施に当たっての体制構築はすでにできているか。

**県答弁**　竹生島や愛知川、安曇川、野洲川といった周辺に大きな被害を及ぼしておりますコロニーにつきましては、関係者で構成される対策会議を設置してございまして、対策の検討や情報共有を行っております。

また、現在準備中でございますが、それが整いましたら、12月以降には、ブロックごとに新たに協議会を開催いたしまして、広域的な対策を実施する体制を構築してまいりたいと存じます。

**赤井質問**　愛知川での対策会議での協議内容についてお伺いする。

**県答弁**　カワウの生息状況、被害状況、捕獲の状況などについて昨年の12月に情報共有を行ってございます。

漁業被害のほか、今年度に入ってから、生活環境被害につきましても報告をいただいているところでありまして、関係者とともに今後の対応をしっかり検討してまいりたいと存じます。



愛知川でのカワウの生息状況



[illegible]の大規模予防運動　小学校総合学習　県外行政視察　県外行政視察

# チームしが県議団 会派ニュース

NEWS #36 2023.11

2023年11月／第36号

チームしが県議団
〒520-8577 大津市京町4丁目1-1 県庁本館2階
TEL/077-528-4035 FAX/077-510-6520
MAIL/info@knw.jp
発行責任者／今江政彦 編集責任者／小川泰江




機運醸成に向け会派全員で「国スポ・障スポ」ロゴ入りポロシャツを着用して撮影

スポーツの秋です。かごしま国体は10月7日から17日まで行われ、滋賀県選手団は男女総合17位でした。選手の皆さんの活躍に敬意を表します。さて、2024年から国民体育大会は国民スポーツ大会に名称が変わり、2025年はいよいよ滋賀県で国スポ・障スポが開催されます。国スポ・障スポの開催を契機としたスポーツの振興が目的です。スポーツの振興は私たちの社会を豊かにすることにつながる大切な政策の一つと考えます。スポーツの力を信じて、県民の皆さまと共にスポーツ振興に取り組んでいきたいと思いますので、引き続きの皆さまのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

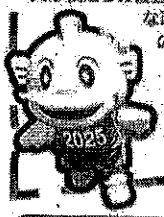


チームしが県議団 一同

## 9月定例会議における代表質問の項目

- ☐ 来年度予算について
- ☐ 防災・減災について
- ☑ 猛暑による影響と対応について
- ☑ 大阪・関西万博に向けた取り組みについて
- ☐ 県立高等専門学校について
- ☐ 国スポ・障スポ大会について
- ☐ 廃棄物行政について
- ☐ 「健康しが」について
- ☐ 子ども政策について
- ☐ 産業誘致と中小企業支援について
- ☐ 教育環境の変化と対応について
- ☑ 琵琶湖における水難・船舶事故について

動画もご覧ください

【滋賀県議会公式サイト】滋賀県議会録画放映
◀九里議員 質問
答弁▶



# [9月定例会議 代表質問]

「チームしが県議団」を代表し、九里 学 議員が質問しました。

## 猛暑による影響と対応について

**Q** 熱中症の発生状況等と今後の対応について伺う。

**A** 本年5月1日から9月17日における本県の熱中症の救急搬送の人数は918人で、高齢者が54.2%、子どもが13.4%。傷病の程度は軽症であった方が81.4%、死者は0人、発生場所は、住居の38.7%が最も多かった。（総務省の調査）
本県では、熱中症予防に向け、行動のポイントを県ホームページやしらしがメール、SNSで情報発信するとともに、企業と連携してチラシを配布するなどの啓発に取り組んでいる。引き続き、取り組みを継続し熱中症予防を徹底する。

**Q** 学校体育館の空調整備が必要と考えるが？

**A** 県立学校の体育館は、空調に必要な断熱性が確保されておらず、屋根や外壁、窓などの大規模な改修工事が必要となるなど、空調整備には様々な課題がある。学校施設は、生徒にとって学びと生活の場であるが、災害時には避難所として活用されることも想定される。生徒にとって、安全・安心で、快適な教育環境と、避難所の生活の質の向上のための対応について、ソフト、ハードの両面から、今後検討していく。

## 大阪・関西万博に向けた取り組みについて

**Q** 滋賀の子どもたちの万博への「招待」と「万博に関わる取り組み」の目的および方法について伺う。

**A** 子どもたちが、万博で世界の様々な文化や知見、技術に触れることは、自分の興味や得意分野を自覚し、将来進みたい方向性や、社会の課題にチャレンジする姿勢などを自分の中で育てるきっかけとなると考える。このため、子どもたちの万博への招待は、入場料が必要な満4歳から高校生までを対象に、教育旅行もしくは個人や家庭でより多くの子どもたちが行くことができる仕組みを検討する。また、招待以外で万博に関わる取り組みについても年度内に企画案をとりまとめたい。

**Q** 今後の大阪・関西万博を盛り上げるための取り組みについて伺う。

**A** 観光振興局など関係課で構成する庁内プロジェクトチームを設置し、関西パビリオンへの参加、会場内催事、県内催事、観光誘客、子どもの参画、推進組織について検討を進めている。また、万博を機に、国内外の方に観光、移住、ビジネス等幅広い分野で滋賀に関心を持ってもらうためには、オール滋賀での参加が重要。経済界を始めとする各種団体等で構成する万博推進組織を年内に設置し、県全体での取り組みの広がりにつなげる。

*comment*

**大阪・関西万博 滋賀県基本計画**

滋賀県は関西広域連合が設置するパビリオンの中に「滋賀県ブース」を設ける予定です。また、多目的エリア等でのイベントも計画しています。

詳しくは、大阪・関西万博 滋賀県基本計画をご覧ください▲



メインホール案「滋賀フィールド体験」
カメラ型デバイスを活用した記憶に残る体験を演出します。

## 琵琶湖における水難・船舶事故について

**Q** 琵琶湖の船舶事故の現状と対策について伺う。

**A** 本年（9月24日現在）の船舶事故は48件、死者2人、うち水上オートバイによるものが19件、死者1人。主な態様は、水泳場付近での水上オートバイの無謀操船による事故、荒天時の出航による沈没、燃料切れによる漂流等。
県警察では、特に水泳場付近の警備艇による取締りを強化し、無謀操船者に対してはあらゆる法令を駆使して検挙・指導する。また、条例で義務付けている水上オートバイ安全講習における事故防止教育の一層の強化、マリーナへの安全対策の呼び掛け、関係団体等と連携した事故防止対策の啓発を強化していく。

**Q** 水上オートバイの利用に対する安全対策について伺う。

**A** 無免許での事故や水上オートバイ同士の衝突による死亡事故が発生しており、取締りの強化、事故防止のための指導・啓発を不断に行う必要がある。本県や他県の事故事例を踏まえ、酒気帯び操船等にかかるルール作りや、取締り、指導・啓発の方法を検討していく。ただし、罰則付きのルール制定は、取締り等により遵守を担保する必要があること、規制対象が水上オートバイに限らず全ての湖面利用者となり得ること等について、慎重な見極めが必要になる。



2023年12月2日発行

# 滋賀県議会議員

# 赤井康彦（あかいやすひこ）

稲枝版
県政報告
第2号

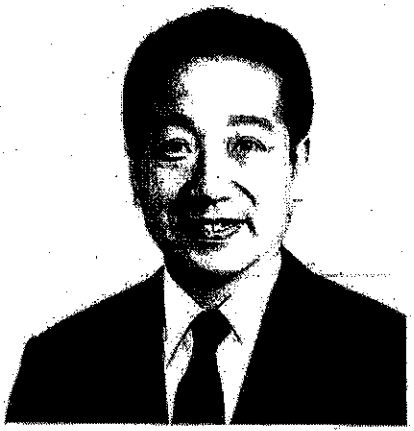

[illegible]町425-64　TEL & FAX 0749-30-0585

稲枝地区の皆様こんにちは。
稲枝地区の皆様方には日頃から私の議員活動にご理解とご協力を賜りあつく御礼申し上げます。遅くなりましたが、今年9月定例議会の私の質問がまとまりましたので、ご報告申し上げます。



## カワウ・サギ被害について

**赤井質問**　カワウは10月以降、本県から移動するが越冬中はどこに移動しているのかについて。

**県答弁**　全国のカワウ生息動向調査の結果から、本県のカワウの10月以降の主な移動先といたしまして、瀬戸内海のほか、徳島県や和歌山県、愛知県などであると推測をしております。

**赤井質問**　本県に冬期も生息するカワウはいるのか。それらに対して対策は行わないのか。

**県答弁**　本県におきましては、冬期も生息はしておりますが数が大変少なくなるということと、捕獲の効果と効率の観点から、春から夏にかけての繁殖期に集中的に対策を行っておりますため、本県では冬期の対策は行っていないところでございます。

**赤井質問**　瀬戸内海で冬期の駆除がされているか把握されているか。

**県答弁**　瀬戸内海に面する複数の県においては、冬期を含めて捕獲をされているところもあると承知しております。

**赤井質問**　カワウが令和２年夏期になって急増した原因は何か分析をしているか。

**県答弁**　カワウの増加につきましては、気候条件、エサ資源、生息環境の変化でございますとか、県内ではねぐらやコロニーが分散するなど様々な要因が複合的に作用していると考えております。

令和２年夏期の生息数の急増は、今申し上げました要因に加えまして、専門家によると、前年に関東地方を襲った台風の影響によりまして、カワウの広域移動の変化が大きく作用しているのではないかということでございますけれども確実なことは不明ということでございます。

**赤井質問**　令和2年度は捕獲数は減ったのか。

**県答弁**　令和元年度の捕獲数が約3,900羽ございまして、それに対しまして、令和２年度は約5,700羽捕っているということでございまして、令和２年度は前年度と比べて、捕獲数では増加しているということでございます。

**赤井質問**　各方針の策定や対策の実施に当たっての体制構築はすでにできているか。

**県答弁**　竹生島や愛知川、安曇川、野洲川といった周辺に大きな被害を及ぼしておりますコロニーにつきましては、関係者で構成される対策会議を設置してございまして、対策の検討や情報共有を行っております。

また、現在準備中でございますが、それが整いましたら、12月以降には、ブロックごとに新たに協議会を開催いたしまして、広域的な対策を実施する体制を構築してまいりたいと存じます。

**赤井質問**　愛知川での対策会議での協議内容についてお伺いする。

**県答弁**　カワウの生息状況、被害状況、捕獲の状況などについて昨年の12月に情報共有を行ってございます。

漁業被害のほか、今年度に入ってから、生活環境被害につきましても報告をいただいているところでありまして、関係者とともに今後の対応をしっかり検討してまいりたいと存じます。



愛知川でのカワウの生息状況



秋の火災予防運動　小学校総合学習　県外行政視察　県外行政視察

# チームしが県議団 会派ニュース

NEWS #36 2023.11

2023年11月/第36号

チームしが県議団
〒520-8577 大津市浜町4丁目1-1 県庁本館2階
TEL/077-528-4035 FAX/077-510-6520
MAIL/info@knw.jp
発行責任者/今江政彦 編集責任者/小川泰江




機運醸成に向け会派全員で「国スポ・障スポ」ロゴ入りポロシャツを着用して撮影

スポーツの秋です。かごしま国体は10月7日から17日まで行われ、滋賀県選手団は男女総合17位でした。選手の皆さんの活躍に敬意を表します。さて、2024年から国民体育大会は国民スポーツ大会に名称が変わり、2025年はいよいよ滋賀県で国スポ・障スポが開催されます。国スポ・障スポの開催を契機としたスポーツの振興が目的です。スポーツの振興は私たちの社会を豊かにすることにつながる大切な政策の一つと考えます。スポーツの力を信じて、県民の皆さまと共にスポーツ振興に取り組んでいきたいと思いますので、引き続きの皆さまのご支援を賜りますようお願い申し上げます。




チームしが県議団 一同

## 9月定例会議における代表質問の項目

- ☐ 来年度予算について
- ☐ 防災・減災について
- ☑ 猛暑による影響と対応について
- ☑ 大阪・関西万博に向けた取り組みについて
- ☐ 県立高等専門学校について
- ☐ 国スポ・障スポ大会について
- ☐ 廃棄物行政について
- ☐ 「健康しが」について
- ☐ 子ども政策について
- ☐ 産業誘致と中小企業支援について
- ☐ 教育環境の変化と対応について
- ☑ 琵琶湖における水難・船舶事故について

動画もご覧ください

【滋賀県議会公式サイト】滋賀県議会録画放映
◀九里議員 質問 答弁▶

# [9月定例会議 代表質問]



「チームしが県議団」を代表し、九里 学 議員が質問しました。

## 猛暑による影響と対応について

**Q** 熱中症の発生状況等と今後の対応について伺う。

**A** 本年5月1日から9月17日における本県の熱中症の救急搬送の人数は918人で、高齢者が54.2%、子どもが13.4%。傷病の程度は軽症であった方が81.4%、死者は0人、発生場所は、住居の38.7%が最も多かった。(総務省の調査)
本県では、熱中症予防に向け、行動のポイントを県ホームページやしらしがメール、SNSで情報発信するとともに、企業と連携してチラシを配布するなどの啓発に取り組んでいる。引き続き、取り組みを継続し熱中症予防を徹底する。

**Q** 学校体育館の空調整備が必要と考えるが?

**A** 県立学校の体育館は、空調に必要な断熱性が確保されておらず、屋根や外壁、窓などの大規模な改修工事が必要となるなど、空調整備には様々な課題がある。学校施設は、生徒にとって学びと生活の場であるが、災害時には避難所として活用されることも想定される。生徒にとって、安全・安心で、快適な教育環境と、避難所の生活の質の向上のための対応について、ソフト、ハードの両面から、今後検討していく。

## 大阪・関西万博に向けた取り組みについて

**Q** 滋賀の子どもたちの万博への「招待」と「万博に関わる取り組み」の目的および方法について伺う。

**A** 子どもたちが、万博で世界の様々な文化や知見、技術に触れることは、自分の興味や得意分野を自覚し、将来進みたい方向性や、社会の課題にチャレンジする姿勢などを自分の中で育てるきっかけとなると考える。このため、子どもたちの万博への招待は、入場料が必要な満4歳から高校生までを対象に、教育旅行もしくは個人や家庭でより多くの子どもたちが行くことができる仕組みを検討する。また、招待以外で万博に関わる取り組みについても年度内に企画案をとりまとめたい。

**Q** 今後の大阪・関西万博を盛り上げるための取り組みについて伺う。

**A** 観光振興局など関係課で構成する庁内プロジェクトチームを設置し、関西パビリオンへの参加、会場内催事、県内催事、観光誘客、子どもの参画、推進組織について検討を進めている。また、万博を機に、国内外の方に観光、移住、ビジネス等幅広い分野で滋賀に関心を持ってもらうためには、オール滋賀での参加が重要。経済界を始めとする各種団体等で構成する万博推進組織を年内に設置し、県全体での取り組みの広がりにつなげる。

*comment*

**大阪・関西万博 滋賀県基本計画**

滋賀県は関西広域連合が設置するパビリオンの中に「滋賀県ブース」を設ける予定です。また、多目的エリア等でのイベントも計画しています。

詳しくは、大阪・関西万博 滋賀県基本計画をご覧ください▲



メインホール案「滋賀フィールド体験」
カメラ型デバイスを活用した記憶に残る体験を演出します。

## 琵琶湖における水難・船舶事故について

**Q** 琵琶湖の船舶事故の現状と対策について伺う。

**A** 本年(9月24日現在)の船舶事故は48件、死者2人、うち水上オートバイによるものが19件、死者1人。主な態様は、水泳場付近での水上オートバイの無謀操船による事故、荒天時の出航による沈没、燃料切れによる漂流等。
県警察では、特に水泳場付近の警備艇による取締りを強化し、無謀操船者に対してはあらゆる法令を駆使して検挙・指導する。また、条例で義務付けている水上オートバイ安全講習における事故防止教育の一層の強化、マリーナへの安全対策の呼び掛け、関係団体等と連携した事故防止対策の啓発を強化していく。

**Q** 水上オートバイの利用に対する安全対策について伺う。

**A** 無免許での事故や水上オートバイ同士の衝突による死亡事故が発生しており、取締りの強化、事故防止のための指導・啓発を不断に行う必要がある。本県や他県の事故事例を踏まえ、酒気帯び操船等にかかるルール作りや、取締り、指導・啓発の方法を検討していく。ただし、罰則付きのルール制定は、取締り等により遵守を担保する必要があること、規制対象が水上オートバイに限らず全ての湖面利用者となり得ること等について、慎重な見極めが必要になる。



（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| | |
|---|---|
| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
| 整理番号 | 12 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

## 領収書

様

［販売］
通常葉書インク（６３円）
63円　200枚　¥12,600

小　計　¥12,600

課税計(10%)　¥0
(内消費税等(10%)　¥0)
非課税計　¥12,600

合計　¥12,600
合計　¥12,600
お預り金額　¥12,600

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号 [redacted]
取扱日時：2023年12月25日 15:24
発行No. [redacted]
連絡先：彦根日夏郵便局
TEL:0749-25-0011

事業名、使途および内容等

ハガキ代　県政報告　63×150　彦根市 120　市外 30

| | |
|---|---|
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率　75% |
| 政務活動費として支出する額 | 9,450 円 |

（注）１　領収書等は、この様式に添付してください。
２　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
３　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

# 赤井康彦県議会活動報告

平素は格別のお力添えを頂きありがとうございます。公職選挙法 147 条の 2 のあいさつ状の禁止により今年一年の県議会活動報告に代えさせて頂いております。

2023 年は、4 月の統一地方戦滋賀県議会議員選挙に当選させていただいて以来、6 月議会において第７９回国民スポーツ大会・第 24 回全国障がい者スポーツ大会、新型コロナワクチン接種後の副反応について質問いたしました。また、9 月議会においても障がい児者施策、カワウ・サギ対策についての質問をし、12 月議会では、彦根城世界遺産登録について質問をいたし、各定例議会の委員会でも積極的に質問いたしました。

また、定例議会のみならず、県内で様々な活動をいたしましたので下記の QR からフェイスブックをご覧いただけると幸いです。

これからも身近な問題から滋賀県の将来まで多岐にわたった質問・活動をして参りたいと思いますので宜しくご指導の程お願いいたします。



滋賀県議会議員　赤井康彦

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|
| 整理番号 | 13 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

## ご利用明細票

| お取扱日 | 店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 05-12-25 | [redacted] | ｶｰﾄﾞ送金 |
| 記号 | | 番号 |
| [redacted] | | |
| 取扱番号 | | お取引金額 |
| [redacted] | | *119,449 |
| [redacted] | | 残高 |
| [redacted] | | |

ｶ)ｲｰｼﾞｰｸﾗﾌﾞ

送金料金　　*440円
振込予定日 05-12-25

ｱｶｲ ﾔｽﾋｺ

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

| 事業名、使途および内容等 | |
|---|---|
| 印刷費 折込代込み | 県政報告 第2号（送金料振込み） |
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率　97.4% |
| 政務活動費として支出する額 | 116,771 円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

えんぴつの男

# 赤井康彦 県政報告 新聞

発行責任者：赤井康彦
連絡先：red@biwako.ne.jp ☎(0749)30-0585

No.2



いつもお世話になり有難うございます。初当選以来、半年以上経過しました。これからも5期20年の市議会議員の経験を活かし、活発に行動してまいります。今後とも宜しくお願いします。

滋賀県議会議員 赤井康彦

## 赤井康彦 日々の活動写真


県外行政視察

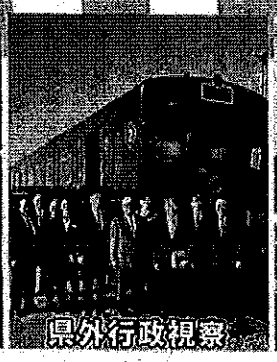
県外行政視察


小学校総合学習


地域避難訓練


アジア・アフリカ支援米稲刈り

### 赤井康彦のおしごと

赤井康彦の活動をフェイスブックにて発信中です！是非御覧下さい。

⇨⇨⇨



## 赤井議員（チームしが）＜一問一答＞

### 第７９回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会について 令和5年7月4日

**Q** ボランティアの募集や市町との連携はどのようにしてくのか？

**A** お答えいたします。

わたSHIGA 輝く国スポ・障スポで活躍いただく運営ボランティア、また手話・要約筆記ボランティアにつきましては、今年10 月を目途に募集を開始する予定でございます。

市町では各競技会場のボランティアを、また県では市町の競技会場を含めて、全てのボランティアの皆さんを募集する予定であります。

募集に当たりましては、市町と協力して広報するなど、多くの県民の皆さんに参加いただけるよう市町と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。 【担当：国スポ・障スポ大会局】

**Q** 現在の取組以外にも、県民が参加できる取組等を考えるべきではないか？

**A** お答えいたします。

今年度から花育て教室として準備を始めました花いっぱい運動や、これまで取り組んでまいりましたイメージソングによる啓発活動など、今やっている取組につきまして、まずは県内全域に着実に広めてまいりたいと考えております。

その上で、今後は、県外の多くのお客様を迎えるための清掃活動や児童・生徒による手づくりの応援のぼり旗の作成など、県民参加でのおもてなしの準備に取り組んでいく予定でございます。

大会に向けましては、多くの県民の皆さんにわたSHIGA 輝く国スポ・障スポに関わっていただきまして、一層の機運醸成を図ってまいりたいと考えております。 【担当：国スポ・障スポ大会局】

**Q** 大会期間中における経済活性化への取組について？

**A** お答えいたします。

大会期間中におきましては、県外からも多くの選手および関係者が来県されます。宿泊や食事をはじめ、滞在期間中に滋賀の魅力を体験いただく絶好の機会であるというふうに考えております。

まずは、それぞれの地元の特産品や技術などを県・市町・実行委員会で共有し、大会準備やおもてなしに地元企業の製品や技術が採用されやすいよう工夫を行ってまいりたいと考えております。

加えまして、滋賀ならではの食の提供や滋賀・びわ湖の魅力を体験頂ける機会の提供を行うなど、大会にお越しいただいた皆さんが、再び来県いただいたり、滋賀の特産品をお取り寄せいただけるよう、新たな「滋賀ファン」の獲得を目指したいと考えております。 【担当：国スポ・障スポ大会局】

**Q** 募金・企業協賛の目標は？

**A** お答えいたします。

当県では、開催の内定段階から、目標額については設定することなく募金活動を行っております。その中で、おかげさまでありますが、昨年度開催した栃木県の募金額を既に上回っているところでございます。この場をお借りして、貴重なお志こころざしをいただいた皆様方に感謝申し上げたいと思います。

その目標額を設定していないという考え方につきましては、目標額を明示しますと、目標額に達した段階でそれ以上の寄附をいただくことが難しくなることを懸念した対応でございまして、昨年度から開始した企業協賛制度においても同様に目標額というものは定めずに取り組んでいるところ。

引き続き、精力的に企業訪問等を行いながら、多くの皆さんにご協力いただけますよう、募金や企業協賛の呼びかけに努めてまいる所存でございます。 【担当：国スポ・障スポ大会局】

# チームしが県議団 会派ニュース

NEWS #36 2023.10

2023年10月/第36号

チームしが県議団
〒520-8577 大津市京町4丁目1-1 県庁本館2階
TEL/077-528-4035 FAX/077-510-6520
MAIL/info@knw.jp
発行責任者/今江政彦 編集責任者/小川泰江



機運醸成に向け会派全員で「国スポ・障スポ」ロゴ入りポロシャツを着用して撮影

スポーツの秋です。かごしま国体は10月7日から17日まで行われ、滋賀県選手団は男女総合17位でした。選手の皆さんの活躍に敬意を表します。さて、2024年から国民体育大会は国民スポーツ大会に名称が変わり、2025年はいよいよ滋賀県で国スポ・障スポが開催されます。国スポ・障スポの開催を契機としたスポーツの振興が目的です。スポーツの振興は私たちの社会を豊かにすることにつながる大切な政策の一つと考えます。スポーツの力を信じて、県民の皆さまと共にスポーツ振興に取り組んでいきたいと思いますので、引き続きの皆さまのご支援を賜りますようお願い申し上げます。




チームしが県議団 一同

## 9月定例会議における代表質問の項目

- ☐ 来年度予算について
- ☐ 防災・減災について
- ☑ 猛暑による影響と対応について
- ☑ 大阪・関西万博に向けた取り組みについて
- ☐ 県立高等専門学校について
- ☐ 国スポ・障スポ大会について
- ☐ 廃棄物行政について
- ☐ 「健康しが」について
- ☐ 子ども政策について
- ☐ 産業誘致と中小企業支援について
- ☐ 教育環境の変化と対応について
- ☑ 琵琶湖における水難・船舶事故について

動画もご覧ください

[滋賀県議会公式サイト] 滋賀県議会録画放映
◀九里議員 質問 答弁▶



「チームしが県議団」を代表し、**九里 学** 議員が質問しました。

# [9月定例会議 代表質問]

## 猛暑による影響と対応について

**Q** 熱中症の発生状況等と今後の対応について伺う。

**A** 本年5月1日から9月17日における本県の熱中症の救急搬送の人数は918人で、高齢者が54.2%、子どもが13.4%。傷病の程度は軽症であった方が81.4%、死者は0人。発生場所は、住居の38.7%が最も多かった。(総務省の調査)
本県では、熱中症予防に向け、行動のポイントを県ホームページやしらしがメール、SNSで情報発信するとともに、企業と連携してチラシを配布するなどの啓発に取り組んでいる。引き続き、取り組みを継続し熱中症予防を徹底する。

**Q** 学校体育館の空調整備が必要と考えるが？

**A** 県立学校の体育館は、空調に必要な断熱性が確保されておらず、屋根や外壁、窓などの大規模な改修工事が必要となるなど、空調整備には様々な課題がある。学校施設は、生徒にとって学びと生活の場であるが、災害時には避難所として活用されることも想定される。生徒にとって、安全・安心で、快適な教育環境と、避難所の生活の質の向上のための対応について、ソフト、ハードの両面から、今後検討していく。

## 大阪・関西万博に向けた取り組みについて

**Q** 滋賀の子どもたちの万博への「招待」と「万博に関わる取り組み」の目的および方法について伺う。

**A** 子どもたちが、万博で世界の様々な文化や知見、技術に触れることは、自分の興味や得意分野を自覚し、将来進みたい方向性や、社会の課題にチャレンジする姿勢などを自分の中で育てるきっかけとなると考える。このため、子どもたちの万博への招待は、入場料が必要な満4歳から高校生までを対象に、教育旅行もしくは個人や家庭でより多くの子どもたちが行くことができる仕組みを検討する。また、招待以外で万博に関わる取り組みについても年度内に企画案をとりまとめたい。

**Q** 今後の大阪・関西万博を盛り上げるための取り組みについて伺う。

**A** 観光振興局など関係課で構成する庁内プロジェクトチームを設置し、関西パビリオンへの参加、会場内催事、県内催事、観光誘客、子どもの参画、推進組織について検討を進めている。また、万博を機に、国内外の方に観光、移住、ビジネス等幅広い分野で滋賀に関心を持ってもらうためには、オール滋賀での参加が重要。経済界を始めとする各種団体等で構成する万博推進組織を年内に設置し、県全体での取り組みの広がりにつなげる。

*comment*

**大阪・関西万博 滋賀県基本計画**

滋賀県は関西広域連合が設置するパビリオンの中に「滋賀県ブース」を設ける予定です。また、多目的エリア等でのイベントも計画しています。

詳しくは、大阪・関西万博 滋賀県基本計画をご覧ください▲


メインホール案「滋賀フィールド体験」
カメラ型デバイスを活用した記憶に残る体験を演出します。

## 琵琶湖における水難・船舶事故について

**Q** 琵琶湖の船舶事故の現状と対策について伺う。

**A** 本年(9月24日現在)の船舶事故は48件、死者2人、うち水上オートバイによるものが19件、死者1人。主な態様は、水泳場付近での水上オートバイの無謀操船による事故、荒天時の出航による沈没、燃料切れによる漂流等。
県警察では、特に水泳場付近の警備艇による取締りを強化し、無謀操船者に対してはあらゆる法令を駆使して検挙・指導する。また、条例で義務付けている水上オートバイ安全講習における事故防止教育の一層の強化、マリーナへの安全対策の呼び掛け、関係団体等と連携した事故防止対策の啓発を強化していく。

**Q** 水上オートバイの利用に対する安全対策について伺う。

**A** 無免許での事故や水上オートバイ同士の衝突による死亡事故が発生しており、取締りの強化、事故防止のための指導・啓発を不断に行う必要がある。本県や他県の事故事例を踏まえ、酒気帯び操船等にかかるルール作りや、取締り、指導・啓発の方法を検討していく。ただし、前則付きのルール制定は、取締り等により遵守を担保する必要があること、規制対象が水上オートバイに限らず全ての湖面利用者となり得ること等について、慎重な見極めが必要になる。



（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| | |
|---|---|
| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
| 整理番号 | 14 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

## ご利用明細票

| お取扱日 | 店番 | お取引内容 |
|---|---|---|
| 06-02-01 | [redacted] | カード送金 |
| 記号 | | 番号 |
| [redacted] | | |
| 取扱番号 | お取引金額 | |
| [redacted] | *157,334 | |
| | 残高 | |
| | [redacted] | |

[redacted]

オオミインサツ(カ

送金料金　*440円
振込予定日 06-02-01
アカイ　ヤスヒコ

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

事業名、使途および内容等

印刷費・振込み代込み　県政報告　稲枝犬上版 第3号
（送金料金込み）

| | |
|---|---|
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
| 政務活動費として支出する額 | 157,774 円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

2024年1月22日発行

# 滋賀県議会議員

# 赤井康彦（あかいやすひこ）

稲枝版
県政報告
第3号



湖東泉町425-64　TEL & FAX 0749-30-0585

この度の令和6年能登半島地震により、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、被災地域の皆様の安全確保と被災された皆様の生活が一日も早く平穏に復することをお祈り申し上げます。

私自身も一日も早い復旧・復興に向け、支援に努めてまいります。



## 愛知川の竹林伐採について

**赤井議員**　愛知川右岸はかつて堤外民地として竹藪をそれぞれ個人の方が所有されていた。

40年以上さかのぼるが当時は竹は農業用のハサや様々な竹細工や壁下地等の材料として利用され、また竹が売れたことから竹林はきれいに整備されていた。

竹林の適正な管理は、洪水等の緊急時に水の流れをスムーズにし堤防の決壊や溢水の危険を回避できる機能がある。

こうした中、約40年ほど前に堤外民地はすべて県が買収され現在に至っている。

以降竹林の整備は県が管理することになったわけだが、管理は行き届かなく現在荒れ放題となっているが整備される予定をお聞きしたい。

また、すべての竹林を伐採するのは困難かとも思うが管理用道路の法面、法下から20メートル程度でも竹林を伐採してはと考えるがその見解をお聞かせ願いたい。

**県答弁**　愛知川については、現在、河口から八幡橋(県道大津能登川長浜線)までの間、約7kmにわたって測量・調査を行っているところ。

今後、現況の流下能力を算出して、対応が必要なところの伐採や浚渫などの維持管理を、優先度を見極めながら行っていくために、年度内に維持管理の優先度を定める予定をしている。

この結果に基づいて、優先度の高い地域から維持管理を進めていくこととしている。

おたずねの管理用道路法下20メートル程度の竹林の伐採についても、年度内の維持管理優先度の結果に基づき対応していく。

**赤井議員**　前に進めていただくようお願いする。

愛知川のみならず竹林を伐採しても、春になると一斉に新竹が生えてきて、根を取り除かないかぎり元に戻ってしまう状態である。

こうしたことから、伐開したあと、地元の自治会などに協力を要請するという考え方はないのか。

**県答弁**　委員ご指摘のとおり、竹は伐採しても翌年には生えてくるため、県による伐採後、地域において新芽の時に刈り取っていただくことが有効であると考えている。

地域の方のご要望を聞きながら作業しやすい環境整備、小段や通路などを地域活動支援事業により設置して、地域の方のご協力を得ながら、維持管理ができるよう取り組んでまいりたい。

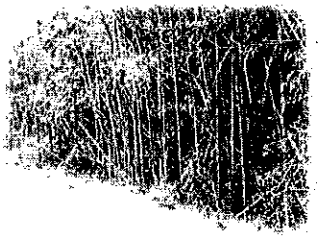

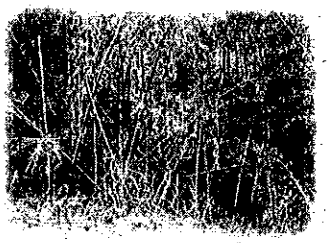



# 犬上版 県政報告 第３号

今回は、犬上版の内容も掲載させていただきます！



## 大滝駐在所について

**藤井質問**　本年10月から半年間、試行的に犬上郡多賀町の大滝駐在所の人員をなくし、多賀町の駐在体制を彦根警察署多賀駐在所の警察官２名による体制とされた。この対応について、地元では従前の体制に戻してほしいとの要望が出ており、多賀町長名で要望書も出されている。

どういった理由で大滝駐在所の人員配置をなくしたのか。

**彦根警察署長**　現在、彦根警察署においては、管内の治安情勢や人員体制に応じた交番・駐在所の運用を効率的かつ合理的に行うため、交番・駐在所で勤務する警察官の勤務体制及び配置人員について新たな運用を試行している。

大滝駐在所については、治安情勢等が安定している多賀町内でも特に警察事象が少なく、本年10月から年度末までの間、試行的に駐在所員を交番に配置して24時間体制で運用することとしたものである。

**藤井質問**　試行から２か月が経過したが、現在のところ影響等はないか。

**彦根警察署長**　大滝駐在所管内の10月から11月までの発生件数については、刑法犯認知件数や人傷事故はなく、物損事故が５件発生したが、近隣の駐在所、交番で対応しており、特に影響はなかったと考える。

**藤井質問**　平成28年に多賀町として大滝駐在所の建物移転補償約1,950万円を負担し、新築されたが、廃止の検討をしているのか。

**彦根警察署長**　試行の結果を踏まえて今後の将来体制を検討するが、当駐在所は築６年と築浅であることから、現在のところ廃止や近隣施設との統廃合は計画していない。

**藤井質問**　要望書どおり大滝駐在所の人員配置を元に戻すことはできるのか。

**彦根警察署長**　試行的運用は年度末を目途としていることから、計画どおり年度末には元の人員に戻す予定である。

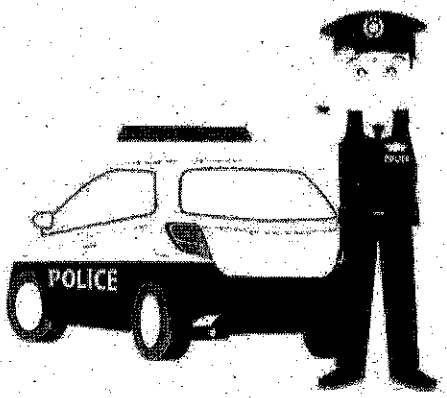





大滝駐在所

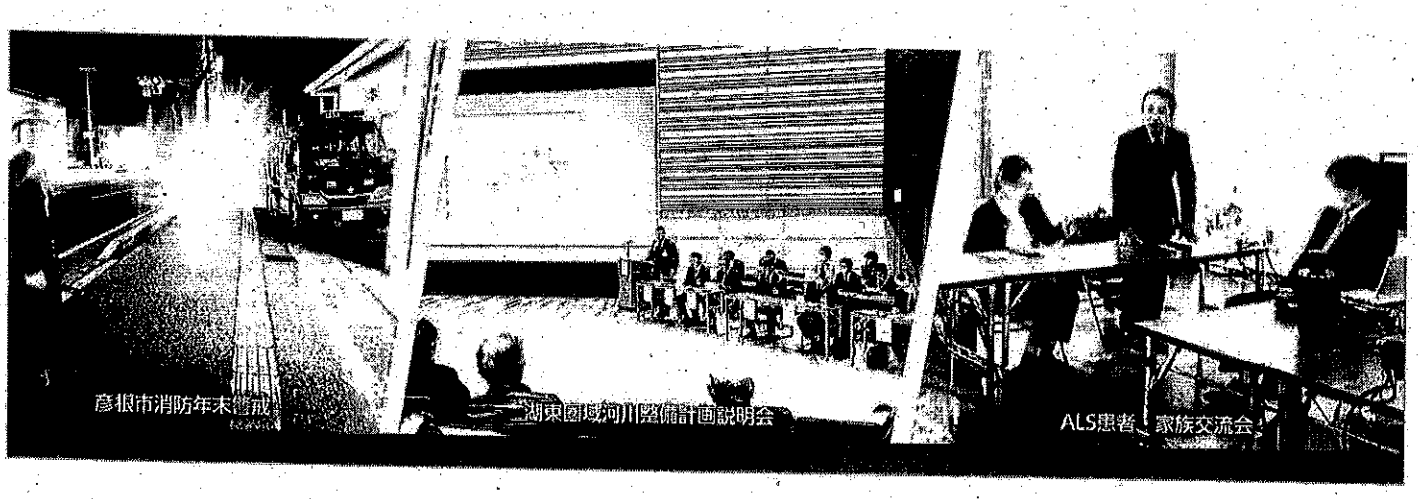

# 滋賀県議会議員

# 赤井康彦（あかいやすひこ）

犬上版
県政報告
第3号



彦根市小泉町425-64　TEL & FAX 0749-30-0585

この度の令和6年能登半島地震により、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、被災地域の皆様の安全確保と被災された皆様の生活が一日も早く平穏に復することをお祈り申し上げます。

私自身も一日も早い復旧・復興に向け、支援に努めてまいります。



## 大滝駐在所について

**赤井質問**　本年10月から半年間、試行的に犬上郡多賀町の大滝駐在所の人員をなくし、多賀町の駐在体制を彦根警察署多賀駐在所の警察官2名による体制とされた。この対応について、地元では従前の体制に戻してほしいとの要望が出ており、多賀町長名で要望書も出されている。

どういった理由で大滝駐在所の人員配置をなくしたのか。

**彦根警察署長**　現在、彦根警察署においては、管内の治安情勢や人員体制に応じた交番・駐在所の運用を効率的かつ合理的に行うため、交番・駐在所で勤務する警察官の勤務体制及び配置人員について新たな運用を試行している。

大滝駐在所については、治安情勢等が安定している多賀町内でも特に警察事象が少なく、本年10月から年度末までの間、試行的に駐在所員を交番に配置して24時間体制で運用することとしたものである。

**赤井質問**　試行から2か月が経過したが、現在のところ影響等はないか。

**彦根警察署長**　大滝駐在所管内の10月から11月までの発生件数については、刑法犯認知件数や人傷事故はなく、物損事故が5件発生したが、近隣の駐在所、交番で対応しており、特に影響はなかったと考える。

**赤井質問**　平成28年に多賀町として大滝駐在所の建物移転補償約1,950万円を負担し、新築されたが、廃止の検討をしているのか。

**彦根警察署長**　試行の結果を踏まえて今後の将来体制を検討するが、当駐在所は築6年と築浅であることから、現在のところ廃止や近隣施設との統廃合は計画していない。

**赤井質問**　要望書どおり大滝駐在所の人員配置を元に戻すことはできるのか。

**彦根警察署長**　試行的運用は年度末を目途としていることから、計画どおり年度末には元の人員に戻す予定である。



大滝駐在所



町内避難訓練



土木交通警察常任委員会



知事との意見交換

**稲枝版 県政報告 第3号**

今回は、稲枝版の内容も掲載させていただきます！



# 愛知川の竹林伐採について

**議員質問** 愛知川右岸はかつて堤外民地として竹藪をそれぞれ個人の方が所有されていた。

40年以上さかのぼるが当時は竹は農業用のハサや様々な竹細工や壁下地等の材料として利用され、また竹が売れたことから竹林はきれいに整備されていた。

竹林の適正な管理は、洪水等の緊急時に水の流れをスムーズにし堤防の決壊や溢水の危険を回避できる機能がある。

こうした中、約40年ほど前に堤外民地はすべて県が買収され現在に至っている。

以降竹林の整備は県が管理することになったわけだが、管理は行き届かなく現在荒れ放題となっているが整備される予定をお聞きしたい。

また、すべての竹林を伐採するのは困難かとも思うが管理用道路の法面、法下から20メートル程度でも竹林を伐採してはと考えるがその見解をお聞かせ願いたい。

**県当局** 愛知川については、現在、河口から八幡橋(県道大津能登川長浜線)までの間、約7kmにわたって測量・調査を行っているところ。

今後、現況の流下能力を算出して、対応が必要なところの伐採や浚渫などの維持管理を、優先度を見極めながら行っていくために、年度内に維持管理の優先度を定める予定をしている。

この結果に基づいて、優先度の高い地域から維持管理を進めていくこととしている。

おたずねの管理用道路法下20メートル程度の竹林の伐採についても、年度内の維持管理優先度の結果に基づき対応していく。

**議員質問** 前に進めていただくようお願いする。

愛知川のみならず竹林を伐採しても、春になると一斉に新竹が生えてきて、根を取り除かないかぎり元に戻ってしまう状態である。

こうしたことから、伐開したあと、地元の自治会などに協力を要請するという考え方はないのか。

**県当局** 委員ご指摘のとおり、竹は伐採しても翌年には生えてくるため、県による伐採後、地域において新芽の時に刈り取っていただくことが有効であると考えている。

地域の方のご要望を聞きながら作業しやすい環境整備、小段や通路などを地域活動支援事業により設置して、地域の方のご協力を得ながら、維持管理ができるよう取り組んでまいりたい。



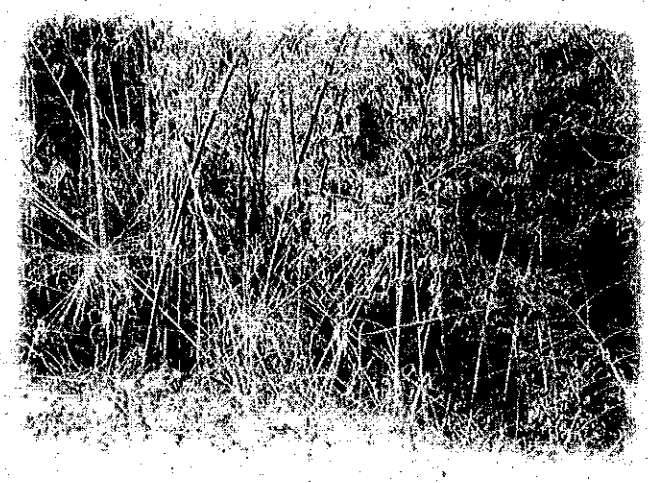

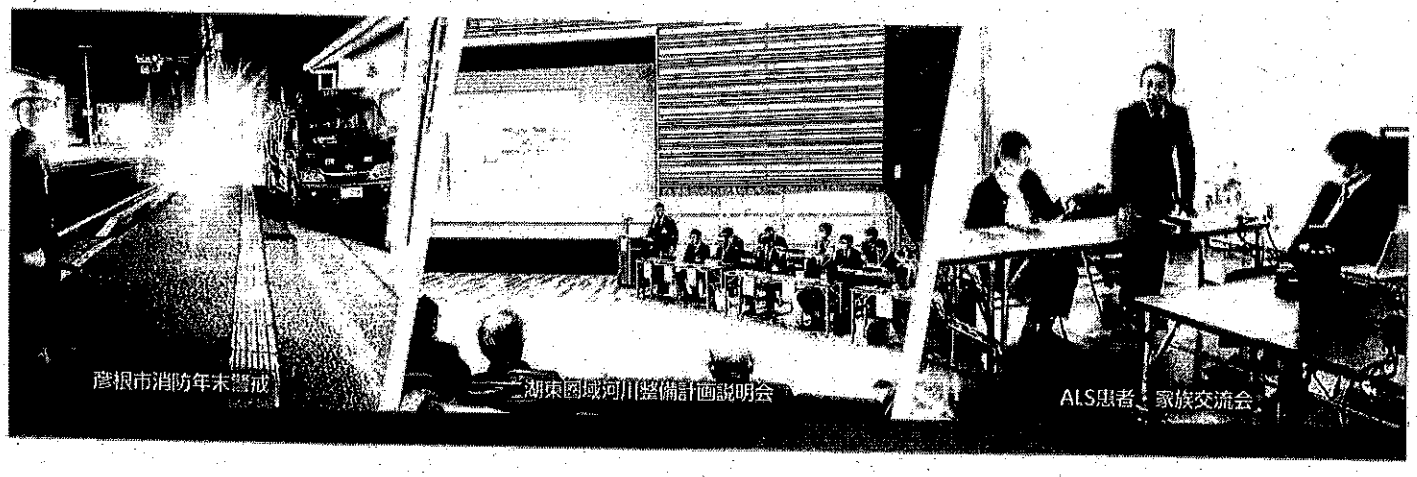

彦根市消防年末警戒

湖東圏域河川整備計画説明会

ALS患者・家族交流会

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| | |
|---|---|
| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
| 整理番号 | 15 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

お取引明細票

| お取引内容 | お取引日 | お取扱店 | 関連番号 | 支取扱番号 |
|---|---|---|---|---|
| お振込 | 060207 | [redacted] | | |

| 銀行番号 | 店番号 | 科目・口座番号 |
|---|---|---|
| [redacted] | | |

| 入力区 | 出力区 | 二次区 | 予備 | お取引金額 |
|---|---|---|---|---|
| * | * | * | * | （振替）*238,898 |

現金 円

| お取扱時刻 | 通常取込手数料 | お取引後残高 |
|---|---|---|
| 14:36 | 550 | [redacted] |

お振込先 [redacted]

カ）イージーブラン 様

アカイ ヤスヒコ 様

[redacted]

★ 大垣共立銀行

| | |
|---|---|
| 事業名、使途および内容等 | 県政報告 第3号。（振込手数料込み） |
| 印刷・折込み代込み。 | |
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
| 政務活動費として支出する額 | 239,448 円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

えんぴつの男

# 赤井康彦 県政報告 NEWS

発行責任者：赤井康彦
連絡先：mred@biwako.ne.jp ☎(0749)30-0585
No.3

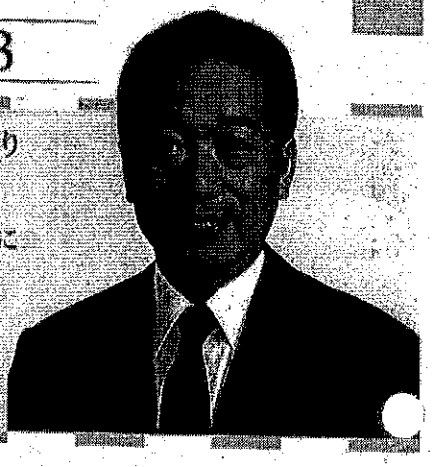

この度の令和6年能登半島地震により、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、被災地域の皆様の安全確保と被災された皆様の生活が一日も早く平穏に復することをお祈り申し上げます。

私自身も一日も早い復旧・復興に向け、支援に努めてまいります。

滋賀県議会議員 赤井康彦

## 赤井議員（チームしが）<一問一答>

## 彦根城世界遺産登録について

令和5年12月11日

**Q** 実質の主体はどこになるのか？

**A** 彦根城世界遺産登録に向けましては、R2年2月に県と彦根市が協定を締結しまして、相互に必要な体制を整備のうえ、共に連携しながら、それぞれが主体的に事業を進めていくこととしたところでございます。

また、この協定に基づきまして、実行組織として、同年5月に彦根城世界遺産登録推進協議会を設けまして、市との連携体制のもとに県がお預りしております事務局におきまして、推薦書の素案の作成や広域的な情報発信・普及啓発などの事業を推進しているところでございます。

【文化スポーツ部長答弁】

**Q** R6年10月の事前評価の結果において芳しくない結果が出た場合、彦根城の世界遺産登録を断念することもあり得るのか？

**A** 彦根城が、我が国の世界遺産暫定一覧表に掲載されてから30年以上が経過しております。これまでも数々の困難に直面し、一つひとつの課題を乗り越えて、今に至っているものと考えております。

R5年の5月には、彦根城が世界遺産に登録されるまで、粘り強く、県と市がともに歩みを進めていくという決意を示した協定を新たに締結し直したところでございます。

R6年10月にどのような結果が得られるか現時点ではわかりませんが、県としては粘り強く取組を続けてまいりたいと考えております。

【文化スポーツ部長答弁】

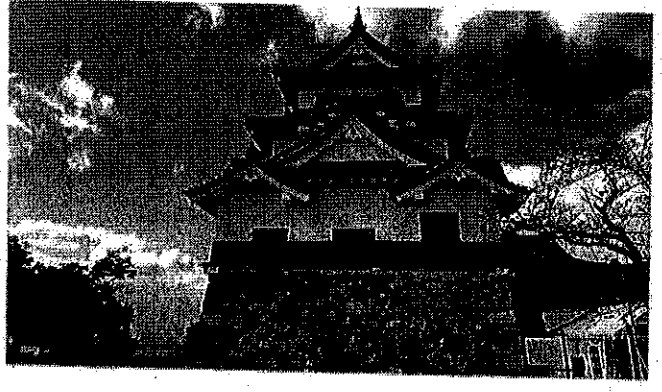

**Q** R6年10月の事前評価結果が示されるまではどのような動きをしていくのか？

**A** 事前評価におきましては、イコモスからの求めに応じた追加の情報提供、あるいは申請内容に係る問合せへの回答など、国や市と連携しながら、イコモスとの対話を続けていくことになります。

また、事前評価の結果を待つだけではなく、イコモスとのやり取りを踏まえた推薦書の素案の磨き上げ、あるいは必要な資料の英訳の作業などにも取り組んでまいります。

あわせて、彦根城の価値や現在の取組状況につきまして、県内外に広く周知するシンポジウムの開催などに取り組みまして、更なる機運醸成に努めてまいります。 【文化スポーツ部長答弁】

**Q** 知事が積極的に動くべきかと思うが、見解は？

**A** 動いてないですかね。もっと動く可能性があるという激励だと受け止めたいと思います。

R5年の3月、海外の専門家を招いた国際会議には、私自身も参加して、直接意見交換を行いましたほか、5月には平和堂HATOスタジアムでの彦根市との新たな協定の締結式において、彦根城を仰ぎ見ながら、登録実現へ向けた強い決意を発信したところでございます。

R6年1月に開催予定の東京でのシンポジウムにおきましても、私から彦根城の価値や魅力、登録実現への思いをメッセージとして全国に向かって発信していきたいと考えているところでございます。

また、国との関係におきましては、6月に文化庁の都倉長官を本県にお招きいたしまして、彦根城を含めた文化財の保存・活用、魅力発信、文化観光などについて意見交換をさせていただくなど、文化庁の移転を好機として、国との連携強化にも努めているところでございます。

今後、国内推薦、本推薦へとさらに高いステージに上がっていくことを見据え、なかなか難しい面もあると聞いておりますが、私自身も先頭に立って、彦根城の世界遺産登録の実現に向けて邁進していきたいと存じます。

【知事答弁】

**Q** 世界遺産でつながるまちづくりコンソーシアムの活動をサポートし、全県的な取り組みに広げていただきたいが、見解を伺う？

**A** 議員ご紹介のコンソーシアムによる自発的な活動は、世界遺産登録に向けた推進力になるばかりか、登録後においても欠かすことのできない、資産の保存・活用のための活動へと引き継がれていくことが期待されているところでございます。

そのため、県と市で組織いたします協議会といたしましては、引き続き全県的な機運醸成に取り組みますとともに、今後もコンソーシアムの活動と連携していくことにより相乗効果を生み出していきたいと存じます。

【知事答弁】

# 赤井康彦 日々の活動写真

**赤井康彦**
**のおしごと**

赤井康彦の活動をフェイスブックにて発信中です！是非御覧下さい。
⇨⇨⇨


湖東圏域河川整備計画説明会


南地区文化祭


加茂地区文化祭


彦根市子ども議会


ALS患者・家族交流会



彦根市二十歳のつどい


彦根市消防団年末夜警



## 赤井議員（チームしが）＜一問一答＞

### カワウ・サギ被害について　令和5年10月3日

**Q** 彦根城にいるサギ・カワウの状況を把握しているか伺う？

**A** サギにつきましては、彦根城において生息していることは把握してございますが、数までは把握しておりません。

カワウにつきましては、昨年度までは生息が確認されておりませんでしたが、R5年の9月4日の時点で、284羽の生息を確認してございます。

【琵琶湖環境部長答弁】

**Q** 彦根城の世界遺産を目指すなかで、県としては対策しないのか伺う？

**A** 彦根城周辺では、先ほど議員ご指摘のとおり、銃器の使用が困難でございますので、被害防除などについて彦根市に助言をしてまいりました。これを踏まえまして、彦根市におかれて、サギやカワウの営巣を防ぐための対策を検討中であると伺っております。

県といたしましては、カワウの生息状況の把握に引き続き努めますとともに、補助事業による支援を行うことなどによりまして、彦根市と連携しながら被害の低減を図ってまいりたいと存じます。

【琵琶湖環境部長答弁】

12月20日から県道であるくすのき通り　プロシードアリーナ入口付近に半感応式信号を設置して頂きました。この数年、信号機設置について市議としてまた町内会長として話をしてきましたがようやく設置される事となりました。県議として滋賀県警から半年前から説明を受けこの日を迎えた事は嬉しく思います






（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| | |
|---|---|
| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
| 整理番号 | 16 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙のとおり

事業名、使途および内容等

郵送代 15通 県政報告 第3号 長浜・米原・彦根 大津・犬上郡

| | |
|---|---|
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
| 政務活動費として支出する額 | 6630 円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

# 領収書

様

［証紙切手引受］

| | | |
|---|---|---|
| 第一種定形外(規格外)<br>@1,040 | 2通 | 1,468g<br>¥2,080 |
| 小　計 | | ¥2,080 |
| 第一種定形外(規格内)<br>@390 | 8通 | 354.5g<br>¥3,120 |
| 小　計 | | ¥3,120 |
| 第一種定形外(規格内)<br>@580 | 1通 | 539.0g<br>¥580 |
| 小　計 | | ¥580 |
| 第一種定形外(規格内)<br>@250 | 2通 | 242.0g<br>¥500 |
| 小　計 | | ¥500 |
| 第一種定形外(規格内)<br>@210 | 1通 | 131.5g<br>¥210 |
| 小　計 | | ¥210 |
| 第一種定形外(規格内)<br>@140 | 1通 | 75.5g<br>¥140 |
| 小　計 | | ¥140 |
| 郵便物引受合計通数 | | 15通 |
| 課税計(10%) | | ¥6,690 |
| (内消費税等(10%) | | ¥602) |
| 非課税計 | | ¥0 |

| | |
|---|---|
| 合計 | ¥6,630 |
| お預り金額 | ¥10,030 |
| おつり | ¥3,400 |

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号 [redacted]
取扱日時：2024年 2月15日 13:22
発行No. [redacted]
連絡先：彦根日夏郵便局
TEL:0749-25-0011

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| | |
|---|---|
| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
| 整理番号 | 17 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

## 領収証

No.

滋賀県議会議員 赤井康彦 様　令和6年2月20日

金額　¥73,700-

但 □ 封筒代
□ 飲食料品等（軽減税率対象）

内
8%（税込・税抜）金額　消費税額等
/
10%（税込・税抜）金額　消費税額等
/
現金・カード・（　　）

HISAGO #779

上記正に領収いたしました

有限会社 つくし出版印刷 [redacted] 00円
[redacted]役 大橋友[redacted]
〒522-0042 滋賀県彦根市戸賀町1[redacted]
TEL (0749) 22-0[redacted]

登録番号

事業名、使途および内容等

封筒代

| | |
|---|---|
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率　50% |
| 政務活動費として支出する額 | 36,850 円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。



滋賀県議会議員
**赤井康彦事務所**
〒522-0043 滋賀県彦根市小泉町425-64
TEL&FAX 0749-30-0585
E-mail r e d@b i w a k o. n e. j p

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| | |
|---|---|
| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
| 整理番号 | 18 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙のとおり

事業名、使途および内容等

郵送代 16通 県政報告（第4号） 長浜 米原 志枳 大津 犬上郡

| | |
|---|---|
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
| 政務活動費として支出する額 | 7000 円 |

（注）1 領収書等は、この様式に添付してください。
2 政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3 添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

# 領収書

様

| | |
|---|---|
| [証紙切手引受] | |
| 第一種定形外(規格外) | 1,468g |
| @1,040 1通 | ¥1,040 |
| 小　計 | ¥1,040 |
| 第一種定形外(規格外) | 1,042g |
| @1,040 1通 | ¥1,040 |
| 小　計 | ¥1,040 |
| 第一種定形外(規格内) | 877.5g |
| @580 2通 | ¥1,160 |
| 小　計 | ¥1,160 |
| 第一種定形外(規格内) | 264.5g |
| @390 6通 | ¥2,340 |
| 小　計 | ¥2,340 |
| 第一種定形外(規格内) | 242.5g |
| @250 4通 | ¥1,000 |
| 小　計 | ¥1,000 |
| 第一種定形外(規格内) | 131.5g |
| @210 2通 | ¥420 |
| 小　計 | ¥420 |
| 郵便物引受合計通数 | 16通 |
| 課税計(10%) | ¥7,000 |
| (内消費税等(10%) | ¥636) |
| 非課税計 | ¥0 |
| 合計 | ¥7,000 |
| お預り金額 | ¥10,000 |
| おつり | ¥3,000 |

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号 [redacted]
取扱日時：2024年 3月18日 10:32
発行No. [redacted]
連絡先：彦根日夏郵便局
TEL:0749-25-0011

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|
| 整理番号 | 19 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙の通り

| 事業名、使途および内容等 | |
|---|---|
| 郵送代 | 301通<br>県政報告（第5号）<br>若狭市 250<br>大上郡 37<br>その他 14 |

| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
|---|---|
| 政務活動費として支出する額 | ¥1,200 円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

# 領収書

様

［別納引受］

| | | |
|---|---|---|
| 第一種定形外(規格内) | | 75.0g |
| @140 | 53通 | ¥7,420 |
| 小　計 | | ¥7,420 |
| 第一種定形外(規格内) | | 130.5g |
| @210 | 1通 | ¥210 |
| 小　計 | | ¥210 |
| 第一種定形外(規格内) | | 240.5g |
| @250 | 5通 | ¥1,250 |
| 小　計 | | ¥1,250 |
| 第一種定形外(規格内) | | 953.5g |
| @390 | 6通 | ¥2,340 |
| 小　計 | | ¥2,340 |
| 第一種定形外(規格内) | | 520.0g |
| @580 | 2通 | ¥1,160 |
| 小　計 | | ¥1,160 |
| 第一種定形外(規格内) | | 41.0g |
| @120 | 234通 | ¥28,080 |
| 小　計 | | ¥28,080 |

［販売］

| | | |
|---|---|---|
| レターパックライト（３７０円） | | |
| 370円 | 2枚 | ¥740 |
| 小　計 | | ¥740 |

| | |
|---|---|
| 郵便物引受合計通数 | 301通 |
| 課税計(10%) | ¥40,460 |
| (内消費税等(10%) | ¥3,678) |
| 非課税計 | ¥740 |

| | |
|---|---|
| 合計 | ¥41,200 |
| 日計 | |
| お預り金額 | ¥42,000 |
| おつり | ¥800 |

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号 [redacted]
取扱日時：2024年 3月29日 14:12
発行No. [redacted]
連絡先：彦根日夏郵便局
TEL:0749-25-0011

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| | |
|---|---|
| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
| 整理番号 | 20 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

お取引明細票

| お取引内容 | お取引日 | お取扱店 | 通信番号 | お取扱番号 |
|---|---|---|---|---|
| お振込 | 060326 | [redacted] | | |

| 銀行番号 | 店番号 | 科目・口座番号 |
|---|---|---|
| [redacted] | | |

| 万円札 | 五千円札 | 二千円札 | 千円札 | お取引金額 |
|---|---|---|---|---|
| * | * | * | * | （振替）*741,796 |

| 残金 | 円 |
|---|---|

| お取扱時間 | 通信機器手数料 | お取引後残高 |
|---|---|---|
| 14:43 | 550 | [redacted] |

お振込先 [redacted]

カフィージープラン 様

アカイ ヤスヒコ 様

[redacted]

☆ 大垣共立銀行

| | |
|---|---|
| 事業名、使途および内容等 | 県政報告 第4号 および 第5号 |
| 印刷費・折込代込み | （振込手数料込み） |
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
| 政務活動費として支出する額 | 742346 円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

えんぴつの男

# 赤井康彦 県政報告 NEWS

発行責任者：赤井康彦
連絡先：red@biwako.ne.jp ☎(0749)30-0585 No.4

お陰様で滋賀県議会議員となり1年が過ぎようとしています。市議会とは少し違う議会運営などに戸惑う事もありましたがようやく慣れてきました。これからも『小さな声も大切に　声無き声も大切に』をモットーに頑張って参りますのでよろしくお願いします。

滋賀県議会議員 赤井康彦

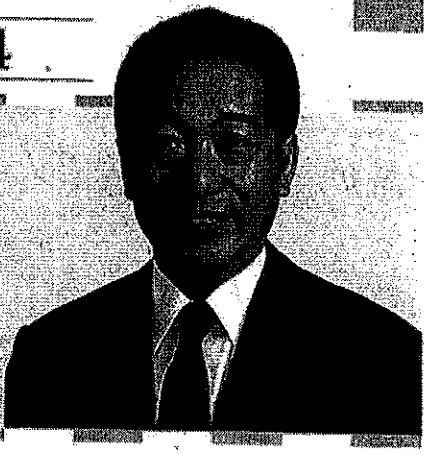

## 赤井議員（チームしが）<一問一答>

## 防災と保健・福祉の連携促進 滋賀モデル 福祉避難所について

令和6年2月27日

**Q** 福祉避難所には、市町村が指定する指定福祉避難所と協定による福祉避難所があるが統一することなく市町任せでよいのでしょうか？

**A** 福祉避難所につきましては、市町におきまして、社会福祉施設や公営施設数、施設あたりの収容人数、そして要配慮者の状況等、地域の実情に応じて適切に確保されるものであると承知しております。国のガイドラインでは、一般避難所での生活が困難で日常から利用している施設へ直接避難したいという当事者のニーズに対応するために、指定福祉避難所の確保を進めていくこととされております。県としましても、市へ訪問しまして、取組状況や課題などをお聞きし、県下の全市町とも共有を図っておりまして、今後も市町において、指定福祉避難所の確保が進むよう、取り組んでまいりたいと存じます。【健康医療福祉部長答弁】

**Q** 協定を結ぶ民間施設においては、普段で空き部屋等を用意はしているが実際避難者が来た時の物資等が施設にはなく準備ができずに心配であるとの意見もあります。スムーズに避難できるように県として予算化する考えはないのか？

**A** 避難所において必要となります物資・資機材等の整備に係る経費につきましては、設置者である市町でご対応いただくこととなっております。県におきましては、福祉避難所への支援としまして、広域的な観点から、食糧や生活用品等の備蓄、災害派遣福祉チーム、いわゆるDWATの養成を行うとともに、民間事業者との協定によりまして、物資の供給や要配慮者の広域輸送手段を確保するなどの調整を行っているところでございます。【健康医療福祉部長答弁】



防災訓練の様子

**Q** 令和5年10月1日現在での県内における福祉避難所の数は、指定福祉避難所59か所、協定による福祉避難所384か所の合計443か所でありますが要配慮者の数から福祉避難所の受け入れ数は足りているのか？

**A** 要配慮者の状況によりまして、医療機関であったり、ホテル・旅館へ避難されるケースであったり、家屋が大きな被害を受けていなければ、在宅に留まられるケースもございまして、すべての要配慮者をこの福祉避難所で受け入れることは想定をしておりませんが、市町におきまして、福祉避難所への避難を必要とされる方を把握し、受入に必要な福祉避難所の確保に向けて取組を進めていただいているところでございまして、今後、今回の能登半島地震の教訓も踏まえながら、県としても市町とともに検証を行ってまいりたいと存じます。【健康医療福祉部長答弁】

**Q** 指定難病、小児慢性特定疾病の医療費助成制度受給者については、県（保健所）が避難行動要支援者となる可能性がある方の情報を市町の求めに応じて共有している。と滋賀モデルでは書いてあるが市町の中で求めていない市町があるとお聞きしておりますがその理由は？

**A** 指定難病、小児慢性特定疾病の医療費助成を受給する避難行動要支援者につきましては、市町がケース会議や訪問支援を通じまして状況を把握しておられまして、改めて県に情報提供を求めない市町があることは承知しているところでございます。引き続き市町との連携を図ることにより、必要に応じて避難行動要支援者の情報共有に努めてまいりたいと存じます。【健康医療福祉部長答弁】

**Q** 福祉避難所は災害時に開設いたしますが市町によっては台風時においては直ぐには開設しないとしている市町もあります。県が想定している災害時とは何を指しているのでしょうか？

**A** 震災や風水害などの災害の種類は問わず、住民の生命・身体を保護するべき状況を"災害時"と捉えております。【健康医療福祉部長答弁】

**Q** 再質問。市町の特性を活かす事は悪いことでありませんが市町で認識の違いは大変な事態を招く恐れもあろうかと思います。改めて市町と災害時の認識を確認し、コンセンサスを図るべきかと思いますがいかがか？

**A** 福祉避難所は、地域の実情に応じて市町が開設されるものでございますけれども、県としましては、どのような災害であっても、どの市町におきましても、配慮が必要な人が、福祉避難所へ直接避難できるよう、各市町間の意見交換の場を通じまして、認識の共有を図ってまいりたいと存じます。【健康医療福祉部長答弁】

# 赤井康彦 日々の活動写真

**赤井康彦 のおしごと**

赤井康彦の活動をフェイスブックにて発信中です！是非御覧下さい。


彦根市青少年健全育成フォーラム


中地区公民館 子ども食堂もちつき


琵琶湖GX推進対策特別委員会


彦根市スポーツ振興会連絡協議会表彰式


町内火災防御訓練


チームしが県議団 県外視察


不飲川状況視察



# 赤井議員（チームしが）＜一問一答＞

## 障がい児者施策について　令和5年10月2日

**Q** 今年度から県主催の障害者ピアサポート研修の現状を問う？

**A** 県では、今年度から当事者団体、障害福祉専門職および行政職員によりまして障害者ピアサポート研修の企画運営を行うための検討委員会を設置をしまして、国が定める研修カリキュラムをもとに研修プログラムを策定したところでございます。研修の実施にあたりましては、基礎研修を11月に2日間、専門研修については来年1月に2日間、計4日間を予定をしており、受講予定20名に対しまして、当事者6人を含め18人から申込みをいただいているところでございます。【健康医療福祉部長答弁】

**Q** 県独自のピアサポート事業はあるのか？

**A** 県では、県内10か所の精神障害者地域生活支援センターに委託をしまして、精神障害者ピアサポート事業を実施しております。具体の事業内容でございますけれども、ピアサポーターによる精神障害当事者や家族に対する相談・助言でありましたり、入院中の精神障害者の院外活動への同行等の取組を行っておりますほか、ピアサポーターを交えた精神障害者と地域住民との交流事業などに取り組んでいるところでございます。また、関係機関におけます情報共有だったり、ネットワーク構築、さらには活動の充実を図るためのフォーラムを開催し、精神障害者が地域で活動し、暮らしやすい社会づくりを目指しているところでございます。【健康医療福祉部長答弁】

**Q** 県の障害者プラン2021の中間見直しが令和5年度に行われます。中間見直しはどのように進めていくのか？

**A** 滋賀県障害者プラン2021の中間見直しにあたりましては、重点的取組項目の検討と併せまして、国が示す基本指針の改正を受けまして本県の障害福祉計画および障害児福祉計画の見直しを進めることとしております。具体的には、令和6年度から8年度における一般就労への移行者数等の成果目標等について、分野ごとの協議会等においてご意見を頂戴し、意見の集約を行っているところでございます。今後、こうした意見をもとに、滋賀県障害者施策推進協議会にお諮りまして議論し、年度内に、現行の障害者プラン2021の必要な見直しを行ってまいりたいと考えているところでございます。【健康医療福祉部長答弁】

**Q** 精神科受診のみならず、他科診療においても助成の拡充はできないものか考えるが、首長会議での議論およびその後の検討状況は？

**A** 身体障害や知的障害のある方は、全診療科が医療費助成の対象となっておりますが、精神障害のある方は、精神科の通院のみ医療費助成の対象となっておりましたことから、先の首長会議にお諮りまして、3障害がともに等しく医療費助成を受けられる仕組みを提案したところでございます。会議では、所得制限や対象者の拡充に関するご意見も頂戴しましたが、まずは令和6年度からの開始に向けまして、市町や国保連合会、医療機関等の関係機関との調整を進めておりまして、所得制限等の取り扱いにつきましては、令和6年度以降に引き続き、市町と丁寧に議論してまいりたいと存じます。【健康医療福祉部長答弁】

**Q** 障害児・者地域活動推進事業の今後の継続、現状と課題について？

**A** 本事業につきましては、地域における文化芸術活動や余暇活動などを支援する事業や、地域住民に参加を呼びかけ障害者理解を促進する事業を対象としており、令和4年度は33団体に支援を行ったところでございます。障害のある人にとって、スポーツや文化に関する活動を通じ、仲間と触れ合い社会に参画する貴重な場となっているものと考えております。コロナ禍で休止をされた団体もございまして、まずは活動を再開していただくことが重要と考えており、こうした点も踏まえ、今後の事業の継続について検討してまいりたいと存じます。【健康医療福祉部長答弁】

**Q** 精神障害者施策について、すべての人に居場所と出番のある社会を目指す知事の考えを問う？

**A** 私は知事就任以来、今日まで変わることなく、全ての人が安心して居られる場所とその人ならではの活躍の機会、すなわち場所と出番があることが、からだもこころも健やかな生活をつくり、生涯を通じてその人らしく生きていく上での基盤になるものだと申し上げてきております。とりわけ、精神障害のある方への支援に当たりましては、ピアサポーターの御協力のもと、サロン活動や相談支援、地域住民との交流事業など、社会参加を通じた居場所づくりに力を入れてきております。今後とも、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、福祉や医療、就労など障害のある人を取り巻く包括的な支援の体制を充実いたしまして、全ての人に居場所と出番がある共生社会に向け、施策を構築また推進してまいりたいと存じます。【健康医療福祉部長答弁】

えんぴつの男

# 赤井康彦 県政報告 NEWS

発行責任者：赤井康彦
連絡先：red@biwako.ne.jp (0749)30-0685
No.5

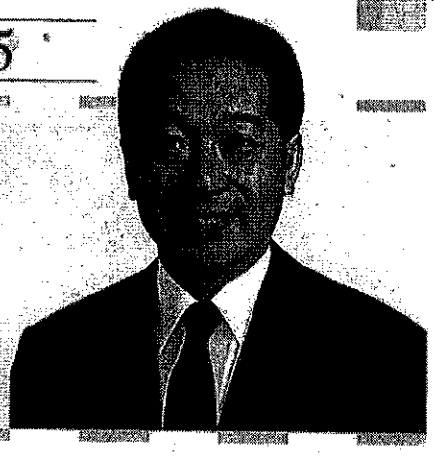

市町の声を届けたい

滋賀県議会議員として県政に携わるようになり1年となりましたが市町の声が充分に届いていないと感じる事がたくさんありました。

市町で出来る事は当然市町でやれば良い事ですが県と市町が連携しなければ上手くいかない事はたくさんあります。例えば、彦根城世界遺産登録や国スポ・障スポなどなど多岐にわたると思います。これからも県政へのパイプ役として役割を果たし、これまで届きにくかった市町の声の代弁者として活動してまいりたいと思います。

小さな声も大切に　声なき声も大切に

滋賀県議会議員 赤井康彦

## 赤井議員（チームしが）<一問一答>

## 防災と保健・福祉の連携促進モデル 滋賀モデル 個別避難計画について

令和6年2月27日

**Q** 現時点における県内の個別避難計画作成の対象者がどれくらいおられるか？

**A** 個別避難計画作成の対象者は、避難行動要支援者名簿に掲載されており、かつ、計画作成に同意をした方でございまして、令和5年1月1日現在、計画作成の対象者は28,280人おられます。なお、「滋賀モデル」においては、心身の状況・社会的孤立の状況・ハザード等から、計画作成の優先度を判断し、特に災害時に被害者となる可能性が高い方から、計画作成を進めるよう市町に示しております。

【知事公室長答弁】

**Q** 再質問　そもそも、個別避難計画の策定はすべての市町でできているのでしょうか？

**A** 現在、県内の個別避難計画の作成状況でございますが、一部作成済みが16市町、未作成が3市町となってございます。なお、未作成の3市町においては、現在、計画着手に向けて、対象者の選定や庁内会議をなされているところでございます。【知事公室長答弁】

**Q** 再々質問　未作成3市町について、県としての対応について伺います？

**A** 県といたしましては、まだ計画を作成されていない市町への支援に注力いたしますため、直接訪問をいたしまして、課題などを聞き取りながら、必要な情報提供・助言を行うなど伴走支援を実施し、防災と福祉部局の連携が活発になるような動きもみられたところでございます。

【知事公室長答弁】

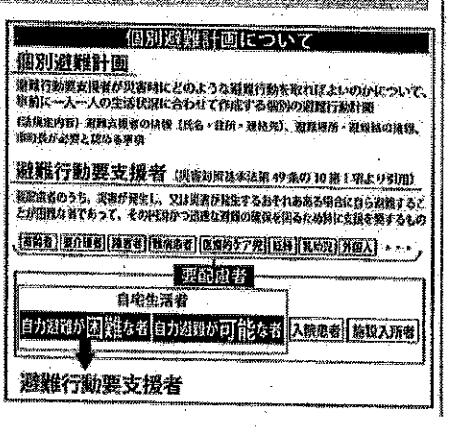


**Q** 障がい者を把握する団体として特別支援学校関係者などが挙げられておりますが成人した障がい者の個別避難計画の作成状況は把握できているのでしょうか？

**A** 県として、全体の個別避難計画の作成状況につきましては把握しておりますけれども、ご質問の成人した障がい者など対象の属性ごとの作成状況までは把握しておりません。【知事公室長答弁】

**Q** 再質問　成人した障がい者の情報は具体的にどの団体が把握して、計画を作成しているのか？

**A** 障がい者の方の情報につきましては、市町が実施する障害支援区分認定調査などで把握されているところでございまして、優先度が高い方から計画を作成されているというふうに認識しております。

【知事公室長答弁】

**Q** 対象者となる要配慮者の高齢者、障がい者やその家族が個別避難計画自体を理解してもらわなければなりません。計画作成対象者や地域住民を対象にした理解を深める研修は行われているのか？

**A** 県で作成いたしました「滋賀モデル」において、対象者や地域住民向けの研修会を実施するように市町にお示しをしているところでございます。研修を実施しておられる市町もありますけれども、温度差があるのかなというふうに認識しております。今後、引き続き、研修会や会議を開催し、滋賀モデルの取組を市町に展開できるようしてまいりたいと考えております。【知事公室長答弁】

**Q** 個別避難計画作成時に行政内部の部局や当事者、福祉専門職をつなぐ人材であるインクルージョン・マネージャーの養成研修は県主催事業となっておりますが参加していない市町もあるのでしょうか？

**A** 令和4年度からインクルージョン・マネージャー養成研修を開催しておりまして、多くの市町から防災部局・福祉部局の職員にご出席いただいております。ただ、当日の業務の都合上、出席いただけなかった市町に対しましては、後日、県職員による個別訪問などを行い、フォローをしております。【知事公室長答弁】

**Q** 行政職員以外を対象にした研修などを実施しているのか？

**A** 令和3年度からケアマネジャーや相談支援専門員などの保健・福祉専門職を対象としまして個別避難計画の作成演習や調整会議を模擬体験する研修などを実施しているところでございます。

【知事公室長答弁】

# 赤井康彦 日々の活動写真






# 赤井議員（チームしが）＜一問一答＞

## 防災と保健・福祉の連携促進モデル 滋賀モデル 個別避難計画について

令和6年2月27日

**Q** 再質問　ちなみにこの研修に参加していなくても個別避難計画は作成できるかと思いますがインクルージョンマネージャーが必要な理由を教えてください？

**A** インクルージョン・マネージャーは、個別避難計画の作成時に、行政内部や当事者、福祉専門職などをつなぐ人材でございます。個別避難計画の作成は、あらゆる関係者が連携することが重要であることから、インクルージョン・マネージャーがいることで、より当事者の実情に応じた計画が遠やかに作成できるというふうに考えております。【知事公室長答弁】

**Q** 個別避難計画が作成された後、検証のための防災訓練の実施状況を伺います？

**A** 令和5年1月1日時点で、個別避難計画にかかる訓練を実施したことがあるのは5つの市、5市でございまして、様々な関係者と連携し、避難所までの避難経路を確認するなどの 訓練を実施されたと聞いてございます。【知事公室長答弁】

**Q** 滋賀モデル事業3年目にあたる令和4年度に滋賀モデルを展開するとされ、インクルージョン・マネージャー研修、滋賀モデル推進連絡会議、滋賀県防災と保健・福祉の連携プラットフォームの設置、福祉専門職を対象とした防災力向上研修を実施され、令和5年以降は継続的に取り組むとされております。令和5年度の事業展開はどのようなものか？

**A** 令和2年度に作成した「滋賀モデル」を県全域に展開し、これまで取組を行ってまいりました。今年度は、個別避難計画作成時に重要な役割を担っていただきます保健・福祉専門職向けに、時間や場所に捉われず視聴していただけるよう個別避難計画作成にかかる研修動画を新たに作成しております。また、関係団体等からのご要望も受けまして、難病患者等の個別避難計画の作成が推進されますよう、保健所と市町の連携を促し、一部市町では保健所と連携して計画作成に着手されているところでございます。【知事公室長答弁】

**Q** 再質問　では令和6年度の事業展開を伺います？

**A** 来年度は、既に作成されました計画の実効性の確保に向けて、市町において、訓練実施を通じた計画の検証を支援したいと考えております。また、先ほどより答弁しておりますように、なかなか取組が進んでいない市町もございます。また、難病患者等の計画作成の取組も進めていきたいと考えておりますので、アドバイザーの派遣などを行っていきたいと考えてございます。【知事公室長答弁】

**Q** 避難行動要支援者名簿の作成においても市町がそれぞれの様式で作成されており、本当に指定福祉避難所が必要な人を把握できるのか疑問が残りますが、県として「滋賀モデル」を示すことにあたり様式の統一については県としてどのように考えているのか？

**A** 避難行動要支援者名簿や個別避難計画の様式につきまして は、国の指針で示されている標準様式をふまえて、各市町で 定められているところでございます。県といたしましては、国の指針において標準様式を示されていることから、各市町がそれぞれの地域の実情を踏まえて、個別避難計画を使用する関係者と連携して、様式を検討されることが適当であるというふうに考えております。【知事公室長答弁】

**Q** 小さな市町では担当者が一人であるとか「滋賀モデル」を遂行するには大変な労力が必要でありその結果、市町によって個別避難計画作成の内容や進捗状況に違いがみられます。地域のそれぞれの特色をだしていくことは良いことですが市町によって要配慮者の災害時の避難において、差が出ることがないように県がもっと主導的に動くべきではないかと思いますが知事公室長に見解を伺います？

**A** 計画がまだ作成できていない市町につきましても、それをおろそかにするつもりがあるわけではなくて、やっぱりそれ それが非常に忙しい中で取り組もうとされているのだと思っております。県といたしましては、まだ作成できていない市町への支援 に注力するため、今年度は直接訪問いたしまして、課題など を聞き取りながら、必要な情報提供をする、あるいは助言を行うなど伴走支援を実施してまいりました。その結果、防災 と福祉部局の連携が活発になるなどの動きがみられてきているところでございます。市町間において、個別避難計画作成の進捗に差が生じない ように、地域の実情も踏まえながら、市町の取組を一層後押しし、引き続き、全市町で計画が作成できるように支援を行 ってまいりたいと考えております。【知事公室長答弁】

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| | |
|---|---|
| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
| 整理番号 | 21 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

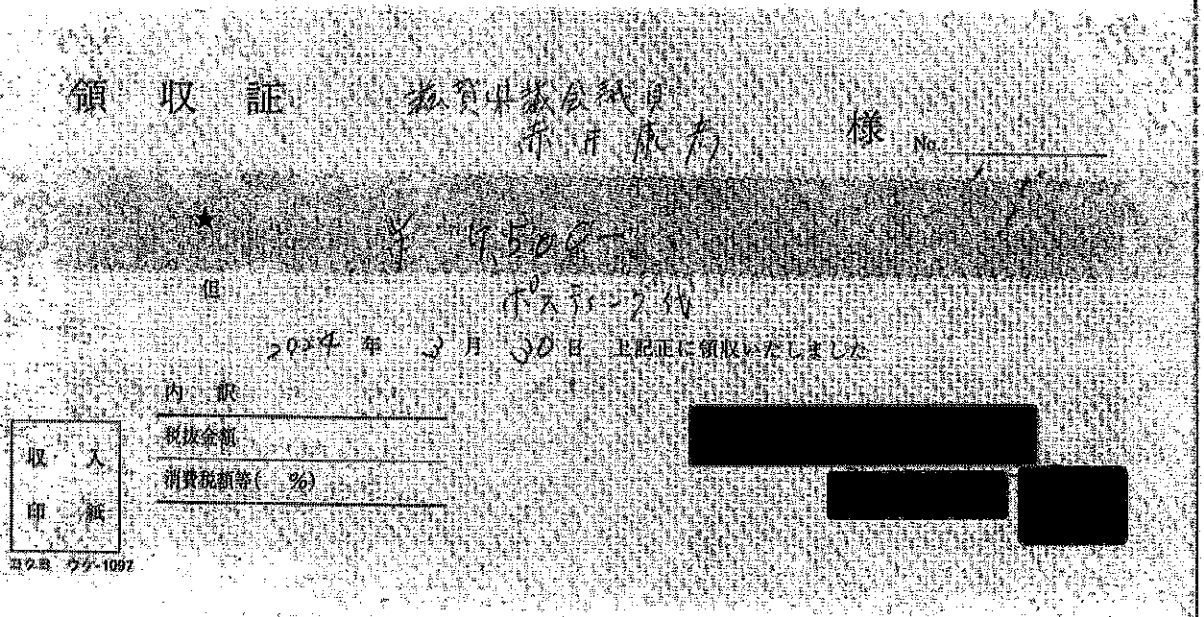

領　収　証　滋賀県議会議員 赤井康右　様　No.

★　¥ 7,500-

但　ポスティング代

2024 年 3 月 30 日　上記正に領収いたしました

内　訳

税抜金額

消費税額等（　%）

収　入
印　紙

コクヨ　ウケ-1097

[redacted]

事業名、使途および内容等

ポスティング代　500部×15　県政報告 第4号

| | |
|---|---|
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
| 政務活動費として支出する額 | 7,500 円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| | |
|---|---|
| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
| 整理番号 | 22、23 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

22

領収証　5年 5月分

赤井　康彦　様
小泉町　425-64

[redacted]（No. [redacted]）
照会No.（[redacted]）

| 新聞名 | 部数 | 金額 |
|---|---|---|
| *中日新聞朝刊 | 1 | 3,400 |
| | | |
| | | |
| (8%対象　3,400 消費税 | 252) | *軽減税品目 |
| (10%対象　0 消費税 | 0) | |

（口座振替分）

合計金額
3,400円

口座振替のお客様は6月15日に、ｸﾚｼﾞｯﾄ払いのお客様は各会社規定日に振替させて頂きます

中日新聞彦根西部専売所
森野新聞店
彦根市長曽根南487-2
TEL 0749-26-3153

23

領収証　5年 6月分

赤井　康彦　様
小泉町　425-64

[redacted]（No. [redacted]）
照会No.（[redacted]）

| 新聞名 | 部数 | 金額 |
|---|---|---|
| *中日新聞朝刊 | 1 | 3,400 |
| | | |
| | | |
| (8%対象　3,400 消費税 | 252) | *軽減税品目 |
| (10%対象　0 消費税 | 0) | |

（口座振替分）

合計金額
3,400円

口座振替のお客様は7月18日に、ｸﾚｼﾞｯﾄ払いのお客様は各会社規定日に振替させて頂きます

中日新聞彦根西部専売所
森野新聞店
彦根市長曽根南487-2
TEL 0749-26-3153

事業名、使途および内容等

新聞代　5月分、6月分　3400×2

| | |
|---|---|
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
| 政務活動費として支出する額 | 6800 円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| 経　　費 | 調査研究費・研修費・広報広報費・選挙陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|
| 整理番号 | 24、25、 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

24、

領収証　5年 7月分

赤井　康彦　様
小泉町　425-64

[redacted] (No. [redacted])
照会No. ( [redacted])

| 紙誌名 | 部数 | 金額 |
|---|---|---|
| *中日新聞朝刊 | 1 | 3,400 |
| | | |
| | | |
| (8%対象　3,400 消費税 | 252) *軽減税品目 | |
| (10%対象　0 消費税 | 0) | |

(口座振替分)

合計金額
3,400円

口座振替のお客様は8月15日に、クレジット払いのお客様は各会社規定日に振替させて頂きます

中日新聞彦根西部専売所
森野新聞店
彦根市長曽根南487-2
TEL 0749-26-3153

25、

領収証　5年 8月分

赤井　康彦　様
小泉町　425-64

[redacted] (No. [redacted])
照会No. ( [redacted])

| 紙誌名 | 部数 | 金額 |
|---|---|---|
| *中日新聞朝刊 | 1 | 3,400 |
| | | |
| | | |
| (8%対象　3,400 消費税 | 252) *軽減税品目 | |
| (10%対象　0 消費税 | 0) | |

(口座振替分)

合計金額
3,400円

口座振替のお客様は9月15日に、クレジット払いのお客様は各会社規定日に振替させて頂きます

中日新聞彦根西部専売所
森野新聞店
彦根市長曽根南487-2
TEL 0749-26-3153

事業名、使途および内容等

新聞代　7、8月分　3400×2

| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
|---|---|
| 政務活動費として支出する額 | 6800、　円 |

(注) 1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|
| 整理番号 | 26　27 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

26

領収証　5年9月分

赤井　康彦　様

小泉町　425-64

[redacted]　No.　[redacted]

照会No.　[redacted]

| 新聞名 | 部数 | 金額 |
|---|---|---|
| *中日新聞朝刊 | 1 | 3,400 |
| | | |
| | | |
| (8%対象　3,400 消費税 | 252) | *軽減税品目 |
| (10%対象　0 消費税 | 0) | |

（口座振替分）

合計金額

3,400円

口座振替のお客様は10月16日に、ｸﾚｼﾞｯﾄ払いのお客様は各社規定日に振替させて頂きます

登録番号:T3-8106-1923-6857　森野　寛志

中日新聞彦根西部専売所
森野新聞店
彦根市長曽根南487-2
TEL 0749-26-3153

領収

27

領収証　5年10月分

赤井　康彦　様

小泉町　425-64

[redacted]　No.　[redacted]

照会No.　[redacted]

| 新聞名 | 部数 | 金額 |
|---|---|---|
| *中日新聞朝刊 | 1 | 3,400 |
| | | |
| | | |
| (8%対象　3,400 消費税 | 252) | *軽減税品目 |
| (10%対象　0 消費税 | 0) | |

（口座振替分）

合計金額

3,400円

口座振替のお客様は11月15日に、ｸﾚｼﾞｯﾄ払いのお客様は各社規定日に振替させて頂きます

登録番号:T3-8106-1923-6857　森野　寛志

中日新聞彦根西部専売所
森野新聞店
彦根市長曽根南487-2
TEL 0749-26-3153

領収

事業名、使途および内容等

新聞代　9、10月分　　3400×2

| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
|---|---|
| 政務活動費として支出する額 | 6800　円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|
| 整理番号 | 28、29 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

28

領収証　5年11月分

赤井　康彦　様
小泉町　425-64

[redacted] (No. [redacted])
照会No. (G [redacted])

| 品名 | 部数 | 金額 | (口座振替分) |
|---|---|---|---|
| *中日新聞朝刊 | 1 | 3,400 | |
| | | | |
| | | | |
| (8%対象　3,400 消費税 | 252) | *軽減税品目 | |
| (10%対象　0 消費税 | 0) | | |

合計金額
3,400円

口座振替のお客様は12月15日に、クレジット払いのお客様は各社規定日に振替させて頂きます

登録番号：T3-8106-1923-6857　森野　寛志

中日新聞彦根西部専売所
森野新聞店
彦根市長曽根南487-2
TEL 0749-26-3153

29

領収証　5年12月分

赤井　康彦　様
小泉町　425-64

[redacted] (No. [redacted])
照会No. (G [redacted])

| 品名 | 部数 | 金額 | (口座振替分) |
|---|---|---|---|
| *中日新聞朝刊 | 1 | 3,400 | |
| | | | |
| | | | |
| (8%対象　3,400 消費税 | 252) | *軽減税品目 | |
| (10%対象　0 消費税 | 0) | | |

合計金額
3,400円

口座振替のお客様は1月15日に、クレジット払いのお客様は各社規定日に振替させて頂きます

登録番号：T3-8106-1923-6857　森野　寛志

中日新聞彦根西部専売所
森野新聞店
彦根市長曽根南487-2
TEL 0749-26-3153

| 事業名、使途および内容等 |
|---|
| 新聞代　11、12月分　3400×2 |

| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
|---|---|
| 政務活動費として支出する額 | 6800 円 |

(注) 1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|
| 整理番号 | 30 31 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

30

領収証　6年 2月分

赤井　康彦　様
小泉町　425-64

[redacted] (No. [redacted])
照会No.（[redacted]）

| 摘要名 | 部数 | 金額 |
|---|---|---|
| *中日新聞朝刊 | 1 | 3,400 |
| | | |
| | | |
| (8%対象　3,400 消費税 | 252 | *軽減税品目 |
| (10%対象　0 消費税 | 0 | |

(口座振替分)
合計金額
3,400円

口座振替のお客様は3月15日に、クレジット払いのお客様は各社規定日に振替させて頂きます

中日新聞彦根西部専売所
森野新聞店
彦根市長曽根南487-2
TEL 0749-26-3153
領収
中日新聞・産経新聞・森野新聞店

登録番号:T3-8106-1923-0857　森野　寛志

31

領収証　6年 3月分

赤井　康彦　様
小泉町　425-64

[redacted] (No. [redacted])
照会No.（[redacted]）

| 摘要名 | 部数 | 金額 |
|---|---|---|
| *中日新聞朝刊 | 1 | 3,400 |
| | | |
| | | |
| (8%対象　3,400 消費税 | 252 | *軽減税品目 |
| (10%対象　0 消費税 | 0 | |

(口座振替分)
合計金額
3,400円

口座振替のお客様は4月15日に、クレジット払いのお客様は各社規定日に振替させて頂きます

中日新聞彦根西部専売所
森野新聞店
彦根市長曽根南487-2
TEL 0749-26-3153
領収
中日新聞・産経新聞・森野新聞店

登録番号:T3-8106-1923-0857　森野　寛志

| 事業名、使途および内容等 |
|---|
| 新聞代　2月分 3月分　3400×2 |

| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 |
|---|---|
| 政務活動費として支出する額 | 6800 円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| 経　　費 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|
| 整理番号 | 32 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

**Joshin**
彦根店
0749-23-5411
お問合せNo. [redacted]

出張修理のご依頼なら
アフターサービスコールセンターへ
０５７０－０５５６－３１
９時～１９時（年末年始除く）

印紙税申告納付につき浪速税務署承認済

[redacted]領収書（お買上明細書）[redacted]

2023年08月14日(水) 10時24分　No. [redacted]
0001:お持帰り　[redacted]

4549292088595 インク
BC-346XL
1個　2,800
(税別価格　2,546)
4549292088571 インク
BC-345XL
1個　3,050
(税別価格　2,773)
税込小計　5,850

《税込合計》　¥5,850
内消費税等　531
( 10% 対象額　5,850　消費税　531)

現金(J-Debit含む)及び金券等に含まれる消費税等　531
お預り　¥10,000
お釣り　¥4,150

| 事業名、使途および内容等 |
|---|
| 事務用品の購入　プリンターインク |

| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 | 50/100 |
|---|---|---|
| 政務活動費として支出する額 | 2,925 | 円 |

（注）１　領収書等は、この様式に添付してください。
２　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
３　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| 経　　費 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|
| 整理番号 | 33 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

別紙の通り

事業名、使途および内容等

備品の購入　　FAX機

| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率　50/100 |
|---|---|
| 政務活動費として支出する額 | 13,874 円 |

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

発行日:2023年07月23日

# 領収書

赤井 康彦 様

¥27,749 (内消費税 ¥2,522)

但し FAX機 代として。

支払内訳
カード ¥27,749 10%対象 ¥27,749(内消費税 ¥2,522)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1
登録番号:[redacted]

[redacted]

※印刷面を内側に折って保管願います。

管理No.[redacted]
伝票No.[redacted]

印紙税申告納付につき高崎税務署承認済

1:51487016 MF 39DN 1
フクゴウ 1:持帰 外10 27,000
会員値引対象(10%) -¥2,700
2866691019 LC411BK 411
BRジュンセイ 1:持帰 外10 ¥1,030
会員値引対象(10%) -¥103
9006108017 カイインネーキテキヨウ ZZZ
データシュウケイ 1:持帰 外10 ¥0

[illegible]

(参考様式１)

# 領収書等の添付様式

| | |
|---|---|
| 経　　費 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
| 整理番号 | 34 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

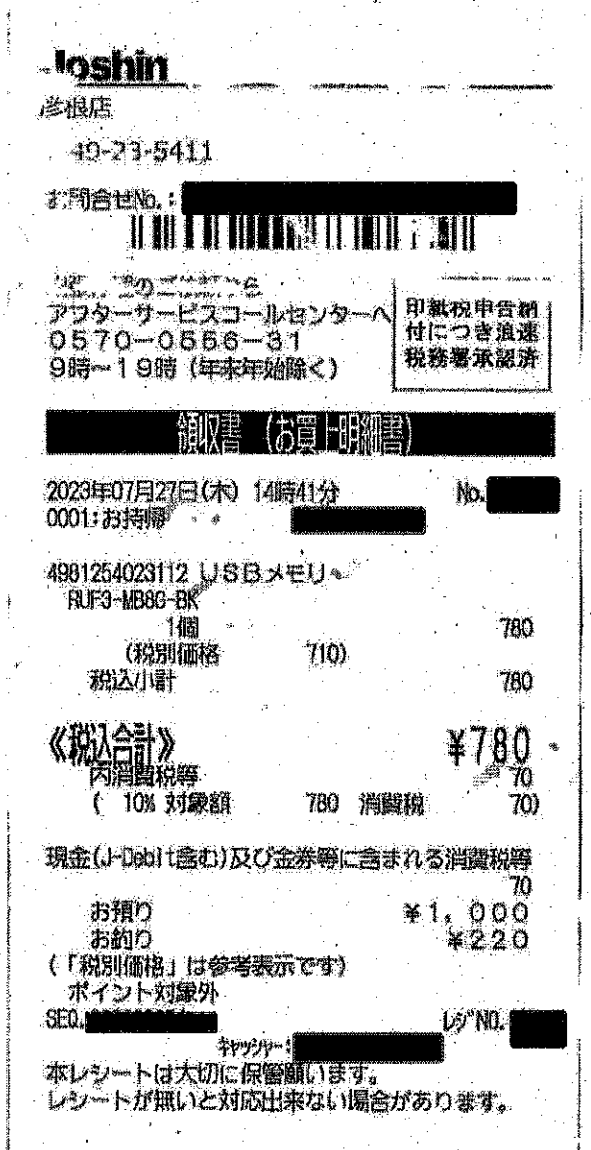

Joshin
彦根店
49-23-5411
お問合せNo.：[redacted]

[illegible]
アフターサービスコールセンターへ
0570−0556−31
9時〜19時（年末年始除く）

印紙税申告納付につき浪速税務署承認済

**領収書（お買上明細書）**

2023年07月27日(木) 14時41分　No.[redacted]
0001：お持帰　[redacted]

4981254023112 USBメモリ
RUF3-MB8G-BK
1個　780
（税別価格　710）
税込小計　780

《税込合計》　¥780
内消費税等　70
（ 10% 対象額　780　消費税　70）

現金(J-Debit含む)及び金券等に含まれる消費税等　70
お預り　¥1,000
お釣り　¥220
（「税別価格」は参考表示です）
ポイント対象外
SEQ.[redacted]　レジNO.[redacted]
キャッシャー：[redacted]
本レシートは大切に保管願います。
レシートが無いと対応出来ない場合があります。

事業名、使途および内容

事務用品の購入　USBメモリ

| | |
|---|---|
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率　50/100 |
| 政務活動費として支出する額 | 390 円 |

(注) 1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| | |
|---|---|
| 経　　費 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
| 整理番号 | 35 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

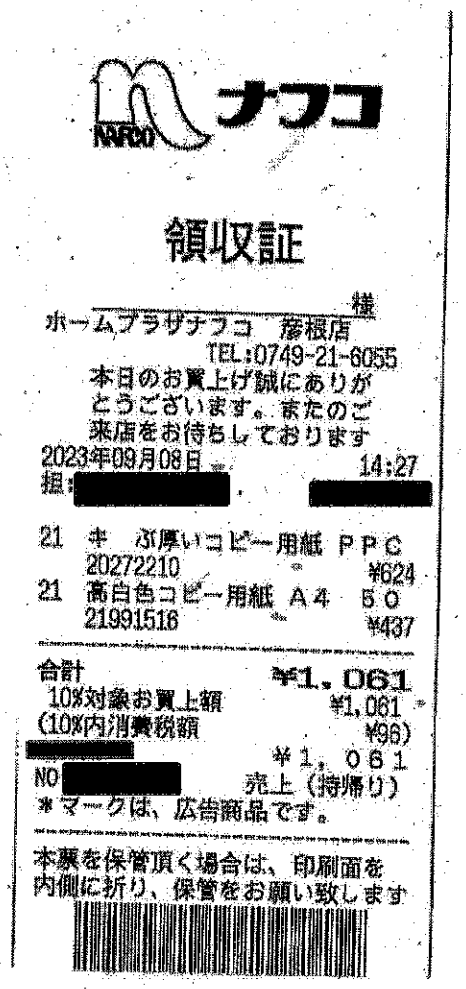

ナフコ NARCO

領収証

様

ホームプラザナフコ　彦根店
TEL:0749-21-6055
本日のお買上げ誠にありがとうございます。またのご来店をお待ちしております
2023年09月08日　14:27
担:[redacted]　[redacted]

21　キ　ぶ厚いコピー用紙　ＰＰＣ
20272210　¥624
21　高白色コピー用紙　Ａ４　５０
21991516　¥437

合計　¥1,061
10%対象お買上額　¥1,061
(10%内消費税額　¥96)
[redacted]　¥１，０６１
NO [redacted]　売上（持帰り）
＊マークは、広告商品です。

本票を保管頂く場合は、印刷面を内側に折り、保管をお願い致します

事業名、使途および内容等

事務用品の購入　コピー用紙

| | |
|---|---|
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率　50/100 |
| 政務活動費として支出する額 | 530　円 |

（注）１　領収書等は、この様式に添付してください。
２　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
３　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|
| 整理番号 | 36 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

EDION エディオン

領収書兼お買上明細

様

■エディオンカード会員さま■
商品の購入履歴・保証内容は
【エディオンネットショップ】
または【エディオンアプリ】の
マイページでご確認できます。

発行日 2024年01月01日(月) 17:49
店：[redacted]ビバシティ彦根店
登録番号：[redacted]
電話 0749-21-3580
レジ担当者：[redacted]
販売担当者：[redacted]
No.[redacted] POS：[redacted]
取引種別：持帰

プリンタ消耗品
キヤノン
BC-345XL
4549292086595 2 ¥5,600
プリンタ消耗品
キヤノン
BC-345XL
4549292088571 2 ¥6,100
合計金額 ¥11,700
(10%対象 ¥11,700)
(10%対象消費税 ¥1,063)
現金領収額 ¥11,700
お預り ¥12,000
お釣り ¥300

| 事業名、使途および内容等 | |
|---|---|
| プリンター インク代。 | |
| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 50% |
| 政務活動費として支出する額 | 5,850円 |

（注）１　領収書等は、この様式に添付してください。
２　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
３　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

（参考様式１）

# 領収書等の添付様式

| 使途項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 |
|---|---|
| 整理番号 | 37 |

領収書その他の証拠書類の添付欄

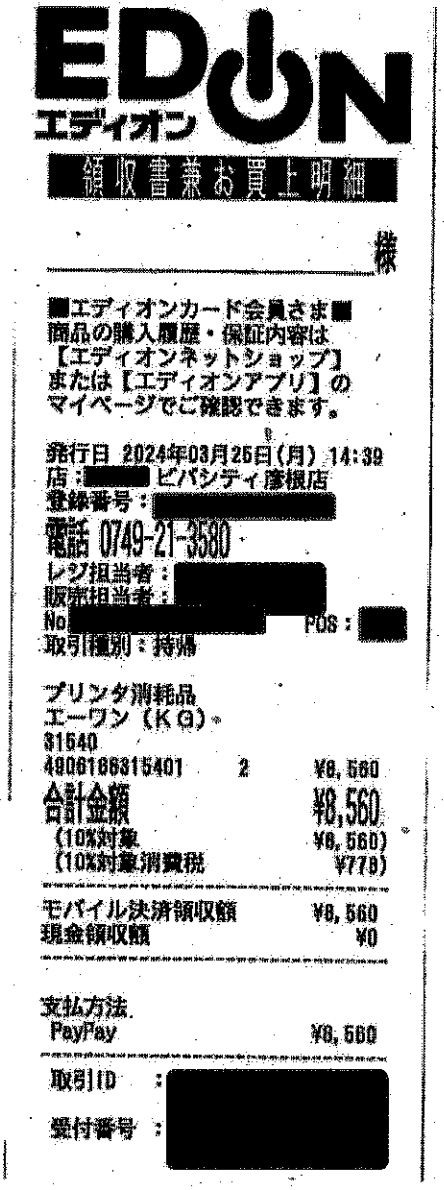

EDION エディオン

領収書兼お買上明細

様

■エディオンカード会員さま■
商品の購入履歴・保証内容は
【エディオンネットショップ】
または【エディオンアプリ】の
マイページでご確認できます。

発行日 2024年03月25日(月) 14:39
店：[redacted] ビバシティ彦根店
登録番号：[redacted]
電話 0749-21-3580
レジ担当者：[redacted]
販売担当者：[redacted]
No [redacted] POS：[redacted]
取引種別：持帰

プリンタ消耗品
エーワン（ＫＧ）
81540
4906186815401 2 ¥8,560
合計金額 ¥8,560
(10%対象 ¥8,560)
(10%対象消費税 ¥778)

モバイル決済領収額 ¥8,560
現金領収額 ¥0

支払方法
PayPay ¥8,560

取引ID ：[redacted]
受付番号 ：[redacted]

事業名、使途および内容等

タックラベル代

| 按分による支出の場合の記載事項 | 按分の率 | 50 % |
|---|---|---|
| 政務活動費として支出する額 | 4,280 | 円 |

（注）1 領収書等は、この様式に添付してください。
2 政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3 添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。